



(資料 5)

府 食 第 1 1 7 号

令和元年 6 月 1 3 日

食品安全委員会委員長 佐藤 洋 殿

企画等専門調査会座長 合田 幸広

企画等専門調査会における審議結果について

下記の事項について、当専門調査会において審議を行った結果は別添のとおりですので報告します。

記

平成 3 0 年度食品安全委員会運営状況報告書について

平成30年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

令和元年6月 日

目 次

I 総論	1	6 緊急の事態への対処	12
II 平成30年度における委員会の取組	2	（1）緊急事態への対処	
1 委員会の運営全般	2	（2）緊急事態への対処体制の整備	
（1）委員会会合の開催		（3）緊急時対応訓練の実施	
（2）企画等専門調査会の開催		7 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	13
（3）食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催		8 国際協調の推進	14
（4）委員会と専門調査会等の連携の確保		（1）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣	
（5）リスク管理機関との連携の確保		（2）海外研究者等の招へい	
（6）事務局体制の整備		（3）海外の食品安全機関等との連携強化	
2 食品健康影響評価の実施	4	（4）海外への情報発信	
（1）リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施		III 平成30年度における委員会の運営状況の総括	15
（2）評価ガイドライン等の策定			
（3）「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施		（参考資料）	
3 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	7	参考1 食品健康影響評価の審議状況	1
（1）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査		参考2 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況	2
（2）食品安全モニターからの報告		参考3 主な食品健康影響評価の概要	11
4 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進	8	参考4 評価ガイドライン等の概要	13
（1）食品健康影響評価技術研究の推進		参考5 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について	15
（2）食品の安全性の確保に関する調査の推進		参考6 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況	18
5 リスクコミュニケーションの促進	9	参考7 情報発信、意見交換会等の現状	30
（1）様々な手段を通じた情報の発信		参考8 外国政府機関への訪問、専門家会合への参加等について（平成30年度）	41
（2）「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発		参考9 海外研究者等の招へいによる国際ワークショップ等の開催	44
（3）関係機関・団体との連携体制の構築		参考10 海外からの訪問者の受入れ状況（平成30年度）	45

I 総論 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、平成３０年度食品安全委員会運営計画（平成３０年３月２７日委員会決定）に基づき、重点事項を中心として、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第２３条第１項に規定する所掌事務の円滑かつ着実な実施に取り組んだ。 評価技術企画ワーキンググループでは、食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の更なる活用に向けた調査審議を行うとともに、同法を活用する上での技術的課題について整理、議論した経過を取りまとめた「新たな時代に対応した評価技術の検討～BMD法の更なる活用に向けて～」を公表した（７月）。また、個々の評価としては、六価クロム、米国等から輸入される牛肉及び牛の内臓を始めとして、添加物、農薬、動物用医薬品等の食品健康影響評価について、リスク管理機関から１３２件の評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて１５４件の評価結果を通知するなど、着実に実施した。 また、リスクコミュニケーションについては、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成２７年５月２８日企画等専門調査会取りまとめ）に基づき、学校教育関係者を重点対象とした意見交換会の実施、委員会英文電子ジャーナルの発行、Facebookの活用等、国内外に向けて情報発信の取組を行った。	平成３０年度食品安全委員会運営計画 （平成３０年３月２７日食品安全委員会決定） 第１ 平成３０年度における委員会の運営の重点事項 （１）事業運営方針 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第２１条第１項に規定する基本的事項」（平成２４年６月２９日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。 （２）重点事項 ① 食品健康影響評価の着実な実施 食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度の導入等を含む食品衛生法の改正等の動向を踏まえつつ、効率的な情報収集、計画的な調査審議、より迅速かつ信頼性の高い新たな評価方法の検討及び活用並びに事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。また、海外でも導入が進められている（定量的）構造活性相関（(Q)SAR）について「新たな時代に対応した評価技術の検討～化学物質の毒性評価のための(Q)SAR及びRead acrossの利用～」(平成２９年６月３０日評価技術企画ワーキンググループ決定)に基づきリスク評価への活用を検討するとともに、ベンチマークドーズ法等について引き続き海外の評価機関等の動向を踏まえつつリスク評価への活用方策の検討を進める。 ② リスクコミュニケーションの戦略的な実施 食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」(平成２７年５月２８日企画等専門調査会取りまとめ)等を踏まえ、今後は、国民の関心の高い事項への重点化を図るとともに、最新の情報発信媒体を活用した効果的かつ効率的な情報発信、マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。
--	---

研究・調査事業を活用した新たな評価方法の企画・立案については、研究・調査企画会議の下に設置した、事前・中間評価部会、事後評価部会及びプログラム評価部会において外部有識者主体の審議を行った。 あわせて、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）といった国際会議等への参画、欧州食品安全機関（EFSA）及び豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）との定期会合の開催、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省と合同でのインド食品安全基準庁（FSSAI）との食品安全分野における協力覚書の締結等、海外のリスク評価機関等との連携を強化した。 Ⅱ 平成３０年度における委員会の取組 １ 委員会の運営全般 （１）委員会会合の開催 平成３０年度は、４６回の委員会会合を、原則として毎週火曜日１４時から公開で開催した。なお、臨時会合の開催はなかった。 （２）企画等専門調査会の開催 平成３０年５月３０日の第２４回会合では、平成２９年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行い、一部修正の上、これを了承した。また、平成３０年度の「自ら評価」（※）案件選定の進め方について審議を行い、案件の募集を進めることが了承された。そのほか、平成３０年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について事務局から報告が行われた。	③ 研究・調査事業の活用 食品健康影響評価を的確に実施するために、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成２２年１２月１６日委員会決定（平成２７年３月３１日改正）。以下「ロードマップ」という。）等を踏まえ、研究・調査を計画的・戦略的に実施し、評価方法の企画・立案等にその成果を迅速かつ効果的に活用する。また、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行う。 ④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化 委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施する。また、リスク評価に関する国際的な議論に貢献するとともに、必要な情報を収集するため、国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。さらに、平成２９年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、連携を更に強化するとともに、新たな協力文書の締結について協議を行う。 ⑤ 緊急時対応の強化 関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。 第２ 委員会の運営全般 （１）委員会会合の開催 原則として、毎週１回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。 （２）企画等専門調査会の開催 平成３０年度の企画等専門調査会については、別紙１のスケジュールで開催する。
---	--

11月21日の第25回会合では、平成30年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告及び平成30年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行った。 平成31年2月4日の第26回会合では、平成30年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行い、以下のとおり委員会に報告することとなった。 ① 「メチル水銀」：リスク管理機関の考えや対応を注視しつつ、出生後のばく露への影響の程度を科学的に示すことを含め将来的に再評価を行う可能性も考慮して情報収集を行う必要があるとの意見があったが、食品安全委員会への報告の文言は座長と調整する。 ② 「アニサキス」：「自ら評価」の案件候補と考えられるが、評価に必要と考えられる知見が不足していること等に留意しつつ、食品安全委員会でその取扱いについて審議がなされることが適当である。 ③ 「魚・魚加工品中のヒスタミン」：積極的な情報収集及び情報提供を行う。 なお、②については、同年2月12日の第730回委員会会合を経た上で微生物・ウイルス専門調査会にて審議し、同年3月26日の第736回委員会会合において、知見等を収集した上で、リスクプロファイルの作成を進めることが決定された。 また、2019年度食品安全委員会運営計画について審議を行い、一部修正の上、これを了承した。さらに、平成30年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について事務局から報告が行われた。併せて、2019年度緊急時対応訓練計画案について審議を行い、これを了承した。 (※) 食品安全委員会が、食品の安全性に関する情報の収集・分析や、国民からの意見等を基に、ハザードを自ら選定して行う食品健康影響評価のこと。 (3) 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催 平成30年度は、添加物専門調査会(4回)、農薬専門調査会(43回)、動物用医薬品専門調査会(10回)、器具・容器包装専門調査会(5回)、微生物・ウイルス専門調査会(3回)、プリオン専門調査会(6回)、かび毒・自然毒等専門調査会(4回)、遺伝子組換え食品等専門調査会(12回)、新開発食品専門調査会(4回)、肥料・飼料等専門調査会(9回)をそれぞれ開催した(注 開催回数には部会等の開催回数も含まれる。))。 また、委員会の下に設置された栄養成分関連添加物ワーキンググループ(2回)、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ(5回)、評価技術企画ワーキンググループ(3回)、六価クロムワーキンググループ(2回)、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ(1回)をそれぞれ開催した。 このほか、委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」(平成21年10月8日委員会決定)に基づき、19件について、専門調査会の調査審議を行うことなく、食品健康影響評価を行った。 平成30年11月に、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素を新たに添加物として指定すること等について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」(平成30年10月16日委員会決定)に基づき、添加物専門調査会に遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員3名が参画して「Escherichia coli K-12 W3110 (pWKLP) 株を用いて生産されたプシコースエピメラゼ」の	(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。 既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、以下の取組を行う。 ① 原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置 ② 専門調査会の下に部会を設置 ③ 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議 ④ 関係する専門調査会を合同で開催
--	--

調査審議を行った。 (4) 委員会と専門調査会等の連携の確保 専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則として委員が全ての専門調査会へ出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。 評価技術企画ワーキンググループにおいては、常勤の委員会委員が全員出席し複数の専門調査会が関連する評価技術であるベンチマークドーズ法について、調査審議を行った。 (5) リスク管理機関との連携の確保 関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、平成30年9月12日及び平成31年1月31日に開催された食品安全行政に関する関係府省連絡会議や、同会議幹事会（原則毎週金曜日に開催）等を通じて、リスク管理機関との連携を確保した。 (6) 事務局体制の整備 食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度及び農薬再評価制度の導入等に伴う課題に対応するため、より迅速かつ信頼性の高い食品健康影響評価を推進するとともに、新たなリスク評価を実用化するため、所要の体制整備等を内容とする予算、機構・定員要求を行い、平成31年度に、農薬再評価のための定員を措置し、体制を強化した。 2 食品健康影響評価の実施 (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した（参考3）。 企業申請品目については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）において、標準処理期間（要請事項の説明を受けた日から、リスク管理機関に資料を要求している期間を除き、結果を通知するまでの期間）を1年と設定しているが、平成30年度においては、リスク管理機関から105件の評価要請を受け、前年度までに要請のあったものを含めて、111件の評価結果をリスク管理機関に通知した。標準処理期間を超過したものはなかった。 平成30年度は、添加物、農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品、特定保健用食品等を始めとする132件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、154件について評価結果を通知した。以下は、その概要である。 なお、平成30年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については参考1のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については参考2のとおりである。	(4) 委員会と専門調査会の連携の確保 専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、必要に応じて、情報提供を行うとともに、助言を行う。 (5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。 (6) 事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。 第3 食品健康影響評価の実施 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。 (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日委員会決定）に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を
---	--

① 添加物（栄養成分関連添加物及び香料を含む。） 厚生労働省から１１件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省に２３件の評価結果を通知した。 ② 農薬 厚生労働省又は農林水産省から計５９件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計５１件の評価結果を通知した。 ③ 動物用医薬品 厚生労働省又は農林水産省から計１８件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計１８件の評価結果を通知した。 ④ 汚染物質等 リスク管理機関から新たな食品健康影響評価の要請はなかったが、前年度までに要請のあった１件について厚生労働省に評価結果を通知した。 ⑤ 器具・容器包装 厚生労働省から２件の食品健康影響評価の要請があり、厚生労働省に１件の評価結果を通知した。 ⑥ プリオン 厚生労働省から１件について食品健康影響評価の要請があり、厚生労働省に３件の評価結果を通知した。 ⑦ かび毒・自然毒等 厚生労働省から平成２９年度に要請のあった食品健康影響評価について、専門調査会で審議中である。 ⑧ 遺伝子組換え食品等 厚生労働省又は農林水産省から計１４件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計２０件の評価結果を通知した。 ⑨ 新開発食品 消費者庁から１件について食品健康影響評価の要請があり、専門調査会で審議中である。 ⑩ 肥料・飼料等 厚生労働省又は農林水産省から計１９件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計２６件の評価結果を通知した。	通知できるよう、計画的な調査審議を行う。 （３）いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成１８年６月２９日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。
--	---

⑪ 薬剤耐性菌 農林水産省から５件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、農林水産省に６件の評価結果を通知した。 （２）評価ガイドライン等の策定 平成３０年４月１０日の第６９２回委員会会合において、新たな評価指針である「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」が決定された（参考４）。 平成３０年７月１０日の第７０４回委員会会合において、評価技術企画ワーキンググループが取りまとめた「新たな時代に対応した評価技術の検討～BMD法の更なる活用に向けて～」を取りまとめた。 平成３０年９月２５日の第７１３回委員会会合において、新たな評価指針である「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」が決定されるとともに、「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」の改訂が行われた（参考４）。 平成３０年１０月１６日の第７１６回委員会会合において、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された酵素を新たに添加物として指定すること等について、食品安全基本法第２４条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」が決定された。 平成３０年４月２３日の第１７３回遺伝子組換え食品等専門調査会において、「遺伝子組換え植物の安全性評価における系統の考え方について」が決定された。 平成３０年６月１日の第２１４回動物用医薬品専門調査会において、「内分泌活性を有する動物用医薬品の食品健康影響評価の考え方」が決定された。 アレルギー物質を含む食品に関する「自ら評価」については、食品健康影響評価技術研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおいて評価ガイドラインの検討を行った。 農薬の評価に係る評価ガイドラインの作成について、農薬専門調査会において「残留農薬に関する食品健康影響評価指針」についての審議を行った。 （３）「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 ① 「自ら評価」案件の選定 公募の結果寄せられた国民の意見等を踏まえ、企画等専門調査会において審議を行い、更に平成３１年２月１２日の第７３０回委員会会合で審議した。その結果、「自ら評価」案件として選定されたものはなかったが、それぞれ「メチル水銀」については将来的に再評価を行う可能性も考慮し情報収集を行う、「アニサキス」については微生物・ウイルス専門調査会での審議を経て、リスクプロファイルを作成する、「魚・魚加工品中のヒスタミン」については積極的な情報収集及び情報提供を行う、こととされた。 ② 「自ら評価」の実施	２ 評価ガイドライン等の策定 食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定等を進める。また、これまで作成した評価書を迅速に参照できる仕組みを委員会事務局に導入し、評価書案の作成の効率化に資する。 平成３０年度においては、アレルギーを含む食品について、研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおいて評価ガイドラインの検討を進める。また、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、専門調査会において議論を進める。 さらに、農薬の評価に係る評価ガイドラインの策定について検討を進めるとともに、ベンチマークドーズ法や食中毒原因微生物の定量評価に資する技術等について、リスク評価への活用方策の検討を進める。 ３ 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 （１）「自ら評価」案件の選定 平成３０年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成１６年５月２７日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成１６年６月１７日委員会決定）を踏まえ、別紙２に掲げるスケジュールで実施する。 （２）「自ら評価」の実施 平成２９年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次
---	--

・ 食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価 平成１９年度に「自ら評価」案件として決定した「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛」の食品健康影響評価については、平成２７年度の調査事業以降に公表された知見・情報の収集を行い、当該調査事業で収集した知見・情報とあわせて内容を精査した。 ・ アレルギー物質を含む食品に関する食品健康影響評価 平成２７年度に「自ら評価」案件として決定した「アレルギー物質を含む食品」に関する食品健康影響評価については、平成２９年１０月に「アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ」を設置し、食品安全確保総合調査で収集・整理した科学的知見を活用し、審議を開始した。また、食品安全確保総合調査事業を活用し、麦類及びそば類のアレルギーに関する科学的知見を収集した。 ③ 「自ら評価」の結果の情報発信 i 「自ら評価」の評価結果について 平成３０年度内に評価が終了した「自ら評価」案件はなかった。 ii 「自ら評価」案件選定過程で決定された事項（情報収集等）について 平成２９年度の「自ら評価」案件とはされなかったもののうち、「積極的に情報収集、情報提供を行う」とされた「ウエルシュ菌」について、国内外での食中毒の発生事例等の情報の収集を行い、ファクトシートを最新の内容に更新し、ホームページで情報提供を行うとともに、Facebook 等で情報提供を行った。 ３ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視 （１）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 平成３０年１１月に第２３回調査を開始し、平成３１年２月１９日の第７３１回委員会会合においてその概要を報告した（参考５）。 （２）食品安全モニターからの報告 ・ 随時報告（平成２９年４月～平成３０年３月）について、平成３０年１１月１３日の第７２０回委員会会合においてその概要を報告した。 ・ 食品安全モニターに対する「食品の安全性に関する意識等について」の調査については、平成３１年２月に実施し、その結果の取りまとめを行っている。	に掲げるものについては、それぞれ以下のとおり実施する。 ① 「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成１９年度決定） 調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。 ② 「アレルギー物質を含む食品」（平成２７年度決定） 研究事業で作成した評価ガイドラインのたたき台を基に、アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて評価ガイドラインの検討を進める。また、調査事業で収集・整理した科学的知見を活用し、卵及び乳に関する調査審議を開始する。さらに、麦類及びそば類に関する科学的知見を収集する調査事業を実施する。 （３）「自ら評価」の結果の情報発信 平成３０年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催やFacebook での発信等により丁寧に情報提供を行う。平成２９年度の自ら評価案件選定の過程で決定された事項（情報収集等）について、その決定に基づき、ホームページ、Facebook 等で情報提供を行う。 第４ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視 １ 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成３０年１０月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。 ２ 食品安全モニターからの報告 食品安全モニターから、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求める。その結果については、必要であればリスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考とする。 また、食品の安全に関する意識等を把握するためのアンケートの調査を平成３１年１月を目途に実施する。
--	---

4 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進 (1) 食品健康影響評価技術研究の推進 ① 食品健康影響評価技術研究課題の選定 平成30年8月27日の研究・調査企画会議事前・中間評価部会において、平成31年度に委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題を具体的に取りまとめ、9月4日の第710回委員会会合において決定した「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成31年度）」（以下「優先実施課題」という。）（参考6-4）に基づき、9月20日に研究課題の公募を開始した。 公募の際には、プレスリリースを行い、大学や研究機関等の関係機関に対し幅広く公募内容を周知した。 平成31年度研究課題については、公募終了後、書類審査及びヒアリング審査を実施し、平成31年2月14日の事前・中間評価部会における審議を経て、5課題について、2月26日の第732回委員会会合において決定した（参考6-5）。 ② 平成29年度に終了した研究課題の事後評価の実施 平成29年度に終了した8課題について、平成30年8月27日の研究・調査企画会議事後評価部会において事後評価を実施し、10月9日の第715回委員会会合においてその評価結果を報告した。また、評価結果を各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、委員会ホームページで公表した（参考6-3）。 研究成果報告書を委員会ホームページで公表するとともに、8課題中の3課題を対象として「平成30年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」（11月19日）を公開で開催した。 ③ 平成30年度研究課題の実施及び中間評価の実施 平成28年度採択課題（1課題）、平成29年度採択課題（5課題）及び平成30年度採択課題（8課題）について、研究を実施した（参考6-1、6-2）。また、各主任研究者から提出された平成30年10月末現在の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめ、平成31年度に継続実施予定等の課題（8課題）については、平成31年1月から2月までの研究・調査企画会議事前・中間評価部会において中間評価を実施し、評価結果を取りまとめた後、2月26日の第732回委員会会合において、研究継続を決定した（参考6-6）。 ④ 実地指導 平成30年10月15日から11月14日までの間、新規採択課題（5課題）の受託機関の経理事務担当者に対し、研究費の適正な執行を確保するため、実地指導を行った。 ⑤ 関係府省との連携 優先実施課題を取りまとめるに当たり、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の構成員と情報交換するとともに、優先実施課題の決定及び平成31年度の研究課題の公募開始について、	第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進 1 食品健康影響評価技術研究の推進 (1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定 平成31年度における食品健康影響評価技術研究課題については、食品健康影響評価を的確に実施するため、ロードマップを踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙3に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。 (2) 平成29年度に終了した研究課題の事後評価の実施 平成29年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価を実施するとともに、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。 (3) 平成30年度に実施する研究課題の中間評価の実施 平成30年度に実施する研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。 (4) 実地指導 研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の経理事務担当者に対し、平成30年10月に実地指導を行う。 (5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に
---	--

情報提供を行った。また、平成３１年度の研究予算及び新規採択予定課題等について、厚生労働省及び農林水産省と情報共有を図った。 （２）食品の安全性の確保に関する調査の推進 ① 食品安全確保総合調査対象課題の選定 平成３０年８月２７日の研究・調査企画会議事前・中間評価部会において、平成３１年度に委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題を具体的に示した優先実施課題を取りまとめ、平成３０年９月４日の第７１０回委員会会合において平成３１年度に実施すべき調査課題を決定した。 平成３１年２月１４日の事前・中間評価部会での審議を経て、２月２６日の第７３２回委員会会合において３課題を選定し（参考６－７）、調査の実施に向けて、入札公告等の手続を行った。 ② 食品安全確保総合調査の実施及び情報の公開 選定した平成３０年度調査の対象課題（５課題）について、総合評価方式による一般競争入札を行い、調査を実施した。また、実施計画を委員会ホームページに公開し、その内容を随時更新した（参考６－７）。 （３）研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施 平成３１年１月２５日の研究・調査企画会議プログラム評価部会において、研究事業及び調査事業の食品健康影響評価への活用状況等について追跡調査を行った。 ５ リスクコミュニケーションの促進 １ 様々な手段を通じた情報の発信	関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成１７年１月３１日関係府省申合せ））を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。 ２ 食品の安全性の確保に関する調査の推進 （１）食品安全確保総合調査対象課題の選定 平成３１年度における食品安全確保総合調査対象課題については、ロードマップを踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙５に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。 （２）食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。 ３ 研究・調査事業の「プログラム評価」に向けた追跡評価の実施 平成３０年度においては、平成３１年のプログラム評価及び新ロードマップの策定に向けて、研究事業及び調査事業の意義、運営方針の妥当性及び成果への活用状況等に着目した追跡評価を行う。 第６ リスクコミュニケーションの促進 「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成２７年５月２８日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。 １ 様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の
--	--

(1) ホームページ 食品健康影響評価の結果等について、ホームページで情報提供を行った。特に、各専門調査会等を紹介したページ「リスク評価の窓」を3月に設けるとともに、キッズボックスについて、年間9回掲載した。また、サイトマップ等の整理や約4千ページの過去の情報の整理を行った。 (2) Facebook 健康被害が生じるおそれがある危害に関する情報、報道等で取り上げられた危害要因についての科学的知見に関する情報やリスクコミュニケーションに関する情報等について、Facebook で情報の発信を行った。 (3) メールマガジン メールマガジン（ウィークリー版及び読物版）による情報提供を実施した。 (4) ブログ メールマガジン「読物版」の内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害に関する情報等の情報発信をした。 (5) 冊子等の紙媒体 年誌「食品安全」について、平成30年10月にウェブサイトに掲載するとともに、冊子に取りまとめ、関係機関へ配布した。 また、委員会の業務概要を紹介するパンフレット「食品安全委員会」について、日本語版及び英語版の改訂を3月に終了し、関係機関へ配布した。 さらに、子どもと一緒に読めるように、キッズボックスの記事をまとめた「キッズボックス総集編」	情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。 (1) ホームページ 食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。 特に、委員会の活動を理解していただくため、各専門調査会等を紹介したページを設けるとともに、学校教育関係者や小さな子どもを持つ親に人気の高いキッズボックスについて、掲載頻度を増やす。 また、ホームページをより見やすくするため、過去の情報の整理等を行う。 (2) Facebook 「食品安全委員会公式 Facebook（フェイスブック）運営規則」（平成29年5月委員会事務局長決定）の投稿指針等を踏まえ、機動的対応が必要な健康被害案件の発信のほか、季節性のある注意喚起や食品の安全に関する科学的な知識の普及等、各種記事の適時・適切な発信を行う。 また、必要に応じて記事を英訳し、発信を行う。 (3) メールマガジン 委員会や専門調査会、意見交換会の開催状況等委員会の活動状況を簡潔に「Weekly 版」として発信するとともに、実生活に役立つ食品の安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等を「読物版」として発信する。 (4) ブログ メールマガジン「読物版」で配信した内容を始め、食品の安全に関する情報提供を行う。 (5) 冊子等の紙媒体 委員会運営状況報告書に基づき、委員会の1年間の取組をわかりやすく冊子に取りまとめ、広く国民に情報提供を行う。 また、パンフレット「食品安全委員会」の日本語版及び英語版を改訂し、意見交換会や関係者との交流等において配布する。 さらに、子どもと一緒に読めるように、キッズボックスの記事
---	--

を３月に冊子として、関係機関へ配布した。 (６) YouTube 平成３０年１０月開催の「みんなのための食品安全勉強会」及び１１月開催の「精講：食品健康影響評価」の委員等による解説を動画で配信した。 ２ 「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 ・ 広く一般消費者を対象とした「みんなのための食品安全勉強会」及び食品関係事業者や研究者等を対象とした「精講：食品健康影響評価」の２種類の講座を開催した。「食べものと微生物」及び「知って防ごう食中毒」をテーマに「みんなのための食品安全勉強会」を大阪、東京及び横浜で各１回、鶏肉等におけるカンピロバクター・ジェジュニ/コリをテーマに「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」を東京及び大阪で各１回開催した。 ・ 地方公共団体と共催で意見交換会を開催した。栄養教諭、学校栄養士等学校教育関係者を対象にし、食中毒予防、食品添加物、カフェイン等をテーマに意見交換を行い、グループワークを通して、テーマについての理解を深めた。 ・ 中学から大学・大学院の生徒、学生、JICA 研修生等の訪問学習を受け入れ、食品の安全確保の仕組みについての講義を行った。 ・ 食の安全ダイヤルを通じた消費者等からの問合せに対応した。また、必要に応じ、隔週で開催されるリスクミ担当者会議で関係省庁へ情報提供を行った。加えて、消費者の関心が高いと考えられる質問については、その解説を Facebook 等を通じて広く情報提供した。 ・ 「食品の安全性に関する用語集」について、用語の検索・閲覧を容易にするため、ウェブサイトの用語集ページを整理し、用語にリンクを貼った索引を設けるとともに、分野ごとにページを作成し、より見やすいレイアウトできる html 形式に変更した。新規作成及び見直しが必要な用語については、説明文を検討し、平成３０年１０月及び１２月に更新作業を行った。 ３ 関係機関・団体との連携体制の構築 (１) リスク管理機関との連携 ・ 消費者庁等の関係省庁と連携し、食品の安全性に係る意見交換会を開催した（食品中の放射性物質等をテーマに７回開催。）。また消費者庁と共同で「こども霞が関見学デー」を実施した。 ・ リスクミ担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスクミに関する協議や打合せ、各府省庁が開	をリーフレットや冊子等の印刷物とし、ニーズのある学校教育関係者、地方公共団体、図書館等に配布する。 (６) YouTube 食品の安全に関する科学的な知識の普及啓発を目的とした講座である「精講：食品健康影響評価」及び「みんなのための食品安全勉強会」の開催動画を掲載するとともに、動画で発信するとより理解しやすい情報については、動画用コンテンツの作成を検討する。 ２ 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 消費者等に、食品の安全に関する科学的な知識を効果的に普及するために、広く一般消費者を対象とした食品の安全に関する科学的な基礎知識についての講座「みんなのための食品安全勉強会」と食品関係事業者や研究者等を対象とした食品健康影響評価について理解を深める講座「精講：食品健康影響評価」に分けて、地方での開催も含め実施する。また、特定の食品による過剰摂取等の恐れがある場合は、情報提供の方法を工夫し、その食品の摂取量が多い層に対し、的確に知識の普及啓発を行う。 上記を除く意見交換会については、学校教育関係者を重点対象として実施する。特に、波及効果を高めるため、地方公共団体等が意見交換会を実施しやすい仕組み作り、説明内容の改善、現場で活用しやすい教材の作成・提供等を行う。 また、食品の安全性に関する用語集について必要に応じて見直しを行うとともに、学校教育関係者が指導の際に活用できる食品の安全に関する教材（副読本）の作成に着手する。 さらに、食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問合せに対応する。食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、重要な質問等については、ホームページや Facebook 等を通じて情報提供する。 ３ 関係機関・団体との連携体制の構築 (１) リスク管理機関との連携 リスク管理機関と連携し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交
---	---

催しているリスクミに関する情報交換等を定期的に行った（２３回）。 （２）地方公共団体との連携 地方公共団体のリスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、各地方公共団体のリスクコミュニケーションの実態調査を行うとともに、平成３０年４月２０日に全国食品安全連絡会議を開催して、地方公共団体が実施したリスクコミュニケーションの優良事例の報告及び有効なリスクコミュニケーションにするための意見交換を行った。 （３）マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） ・ 脂質、カンピロバクターを中心とした食中毒及びノロウイルスをテーマに、報道関係者を対象とした意見交換会を行った（３回）。 ・ 脂質、食中毒、ノロウイルス及び食品添加物をテーマに、消費者団体との情報交換会を行った（４回）。 ・ 公益社団法人日本栄養士会及び一般財団法人食品産業センターと意見交換を実施し、連携強化を図った。特に日本栄養士会とは、同会が制定した「栄養の日・栄養週間２０１８」の後援を行ったほか、キッズボックスの改善のため、会員のうち学校関係者を対象としたアンケート調査の実施に協力を得た。また委員会発信の情報を同会ウェブサイトへ掲載する協力を得た。 （４）学術団体との連携 日本栄養改善学会学術総会（９月）、日本食品微生物学会学術総会（９月）及び日本食品衛生学会学術講演会（１１月）において、委員による講演と併せてブース展示を行った。また、Asian Pacific Prion Symposium2019（１０月）において、事務局職員による講演と併せてブース展示を行った。	換・調整を行う。 （２）地方公共団体との連携 地方公共団体の食品安全担当者との間の情報連絡網を最大限活用して、各種の情報や食品安全に係る資料の共有化等を図る。 また、リスクコミュニケーション（共催、地方公共団体単独開催）をより効果的に実施すること等を目的として地方公共団体との連絡会議を開催する。 （３）マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等と、定期的に意見交換を実施し、関係強化を図る。 特に、消費者団体、事業者団体及び関係職能団体とは、各団体の要望も踏まえ、共催での意見交換会や講師派遣等を実施する。 （４）学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、引き続き、関係する学会での委員会委員による講演等及びブース展示を実施する。実施に当たっては、重点化する学術分野を明確化するとともに、学会での委員会委員による講演等とブース出展を有機的に連動させることにより、学術団体との連携の更なる強化を図る。
6 緊急の事態への対処 （１）緊急事態への対処 平成３０年度は、食品関係の大規模な緊急事態は発生しなかったが、食中毒等について、委員会ホームページ、Facebook 等による科学的情報の提供等を行った。 （２）緊急事態への対処体制の整備 平成３０年度緊急時対応訓練計画に基づき実務研修及び確認訓練を実施し、その結果について平成３１	第７ 緊急の事態への対処 1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成１７年４月２１日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。 2 緊急事態への対処体制の整備 指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備

年２月４日の第２６回企画等専門調査会に報告した。 また、平成３０年度の緊急時対応訓練結果を踏まえ、委員会における緊急時対応の手順について改善策を検討した。 さらに、夜間・休日における緊急事態の発生に備え、緊急時連絡ルートを整備し、迅速かつ効率的な連絡体制を整えた。 （３）緊急時対応訓練の実施 平成３０年２月６日の第６８３回委員会会合において、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化と緊急時対応マニュアル等の実効性の向上とを重点課題とする平成３０年度緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて、次のとおり実務研修と確認訓練の２本立ての訓練設計により実施した。確認訓練は消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び警察庁も参加して行われた。 ＜実務研修＞ ・ 緊急時対応手順研修：平成３０年４月６日 ・ 情報発信研修：平成３０年１１月７日 ・ メディア対応研修：平成３０年１２月４日 ＜確認訓練＞ ・ 確認訓練：平成３０年１２月２０日 訓練結果の検証により、主に以下の点が確認された。 ・ 緊急時における関係府省間の連携をより強化し、引き続き政府全体として実践的な緊急時対応訓練を実施する。 ・ 訓練は、実務研修と確認訓練の２本立ての設計で体系的に実施する。 ・ 情報の整理や情報発信の内容確認のためのルールや役割分担を検討し、その結果をマニュアルに反映させる必要がある。 ７ 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 （１）食品の安全性の確保に関する最新情報の収集・整理 食品の安全性の確保に関する最新情報について、それを整理した上でリスク管理機関等の関係者に毎日提供した。 （２）「食品安全総合情報システム」の運用 収集した情報を隔週ごとに「食品安全総合情報システム」に登録し、関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。 また、国立医薬品食品衛生研究所と常時連携し、それぞれが収集した食品安全に関する情報を共有した。	や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。 ３ 緊急時対応訓練の実施 緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成３０年４月～１１月（実務研修）、１２月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。 第８ 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。 収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるよう的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。 また、ハザード情報の共通化及び省庁間での共有化を推進する。 加えて、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等
---	---

(3) 収集した情報の様々な活用 海外の健康食品に関する危害情報については、委員会ホームページ、Facebook 等で情報発信するとともに、厚生労働省に提供した。 緊急事態に備え、各専門調査会等の専門委員改選に合わせて、専門委員の連絡先の確認を行った。 8 国際協調の推進 (1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 J E C F A 専門家会議、J M P R 専門家会議その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣し（国際会議 5 回、派遣 1 4 回）、その成果について、報告会の開催や関係の専門調査会での報告、報告書の供覧等により、情報の共有を図った（参考 8）。 (2) 海外研究者等の招へい 海外の研究者等を招へいし、食品安全に係る各種の意見交換会等を実施し、科学的知見の充実を図った（参考 9）。 (3) 海外の食品安全機関等との連携強化 これまでに締結している協力文書に基づき、海外関係機関との連携を図った。特に、ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）に平成 3 0 年 5 月 4 日及び同月 1 8 日に訪問したほか、E F S A とは平成 3 0 年 9 月 2 1 日に第 6 回定期会合を開催し、F S A N Z とは平成 3 1 年 2 月 1 9 日及び 2 0 日に第 3 回定期会合を開催	の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。 第 9 国際協調の推進 (1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。 平成 3 0 年 5 月 P r i o n 2 0 1 8 6 月 第 8 6 回 F A O / W H O 合同食品添加物専門家会議（J E C F A） 6 月 第 2 5 回 O E C D 新規食品・飼料作業部会合同部会 8 月 米国バイオ規制視察 9 月 F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議（J M P R） 9 月 第 3 回欧州食品安全機関（E F S A）科学カンファレンス 9 月 E F S A との第 6 回定期会合 9 月 レギュラトリーサイエンスに関する国際会議（G S R S）2 0 1 8 平成 3 1 年 3 月 米国毒性学会（S O T） また、必要に応じ、このスケジュールのほかに開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。 (2) 海外の研究者等の招へい 海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。 (3) 海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。委員会と既に協力文書
--	---

した。 また、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省と合同で、F S S A I と食品安全分野における協力覚書を平成30年10月29日に締結した。 そのほか、米国食品医薬品庁食品安全・応用栄養センター（C F S A N / F D A）及び獣医センター（C V M / F D A）、マレーシア保健省食品安全品質管理部、タイ保健省食品医薬品局及び農業・協同組合省農産品・食品基準局並びに韓国食品医薬品安全評価院を訪問し、食品健康影響評価に係る情報交換を行った（参考8）。 さらに、欧米各国の食品安全に係るリスク管理・評価機関担当者がメンバーとなっている、「食品中の化学物質の安全性に関する国際リエゾングループ」（化学物質リエゾン）、「食品中の微生物の安全性に関する国際リエゾングループ」（微生物リエゾン）及び「リスクコミュニケーションに関する国際リエゾングループ」（リスクミリエゾン）並びに新たに立ち上がった「食品中の化学物質のリスク評価手法に関する国際リエゾングループ」（リスク評価手法リエゾン）に参加し、物理的会合、担当者間の日常的な連絡、電話会議等を通じて、意見・情報交換を行った。 （4）海外への情報発信 英語版ホームページに、評価書の要約、海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を掲載するとともに、掲載した情報を、E F S A、B f R等の海外連携機関に送付した。海外への情報発信の充実のため、英語版ホームページの改善を図った。また、海外からの訪問者も多数受け入れ、食品安全委員会の取組について情報提供を行った（参考10）。 国際学会においては、六価クロムの食品健康影響評価についてポスター発表を行った。 委員会の英文電子ジャーナルである「Food Safety — The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」について、vol. 6 No. 2（平成30年6月29日）、vol. 6 No. 3（平成30年9月28日）、vol. 6 No. 4（平成30年12月21日）及びvol. 7 No. 1（平成31年3月29日）を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGEに掲載した。また、食品のリスク評価に携わる専門家による論文、委員会による評価書の内容等を国内外へ広く情報発信を行った。 Ⅲ 平成30年度における委員会の運営状況の総括 委員会は、平成30年度食品安全委員会運営計画に基づき事業運営を推進することができたが、その運営状況について総括すると、以下のとおりである。 1 食品健康影響評価 平成30年度は、計154件の評価を終了してリスク管理機関に通知しており、着実に評価を実施できたと考える。しかしながら、依然として評価中の案件が約313件あること等を考えると、引き続き、評価体制の強化等が必要である。また、国際機関等とは定期会合等での連携が進んできており、今後ともリスク評価の動向等も踏まえ、国際機関等と積極的に情報交換を行い、国際動向にも沿った評価の迅速化・効率化を図る必要がある。	を締結している欧州食品安全機関（E F S A）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）、ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）、フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）及びドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）と連携強化のための会合を開催するとともに、本年3月に新たに協力文書を締結したデンマーク工科大学（D T U）とも連携強化のための検討を進める。また、必要に応じ、米国食品医薬品庁（F D A）等の他の外国政府機関との情報交換、連携の構築を行う。 （4）海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。 食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。
--	---

2 食品健康影響評価技術研究

食品健康影響評価の実施に関する研究の有用性に重点を置き、研究課題の選定、中間評価及び事後評価を実施するとともに、研究成果を着実に食品健康影響評価等に活用できたと考える。今後も引き続き、事業の透明性を確保するため事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、研究事業の成果が、より一層評価に活用されるよう、募集段階から目的意識を明確化するなど、真に必要性の高いものを選定する必要がある。

3 リスクコミュニケーション

食中毒、いわゆる「健康食品」等の国民の関心の高いテーマについて、関係省庁や地方公共団体と連携し意見交換会を実施するとともに、「みんなのための食品安全勉強会」及び「精講：食品健康影響評価」の開催、Facebook による情報提供を行う等、国民のニーズを踏まえたリスクコミュニケーションが実施できたと考えるが、戦略的なリスクコミュニケーション等を実施するためには、今後も、限られた資源（人員、予算）の効率的な活用の観点から、今後のリスクコミュニケーション等の実施分野（テーマ）や対象者（関係グループ）の重点化を進めていく必要がある。

4 国際関係

協力覚書締結機関との意見交換や専門家の招へいによる国際セミナーやワークショップ開催により、海外の関係機関との連携を強化することができたと考えるが、今後、より一層海外の関係機関との連携を強化するため、国際会議の共同開催や、他の関係機関との協力文書の締結を検討する必要がある。

5 緊急時対応

平成３０年度は食品に関する大きな緊急事態が発生しなかったものの、訓練により緊急時の情報提供手段や対応を確認することができたと考えるが、より適切に緊急事態への対応を行うことができるよう、引き続き適切な対応を取れるよう、緊急時対応訓練計画に基づき訓練を実施する。

平成３０年度の委員会運営においては、以上のような課題が明らかとなったが、これらについては、２０１９年度食品安全委員会運営計画に記載している以下の個別重点事項を実施していく中で対応し、我が国の食品の安全性の確保に努めることとしている。

（１）食品の安全に関する国際的動向を踏まえた我が国の食品の安全の確保に資する制度の見直し等を踏まえ、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する。

２０１９年度においては、特に以下の事項に係る取組を重点的に行うこととする。

a. 平成３０年６月の食品衛生法の改正によって、国際整合的な食品用器具・容器包装についてのポジティブリスト制度が導入されたことから、器具・容器包装から食品へ移行する物質について、評価ガイドライン等を取りまとめた上で、リスク評価依頼がなされた物質について順次リスク評価を行う。また、同年同月の農薬取締法の改正に伴い導入される農薬の再評価について対応を進める。

b. 農薬について、国際的な評価方法との整合を可能な限り確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化

に資するため、国内外の安全性評価の考え方等を基に評価ガイドラインを策定する。また添加物についても、研究事業の取りまとめを活用して評価ガイドラインの改訂を検討する。 c. ベンチマークドーズ法については、化学物質の毒性評価に資するよう、海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、食品健康影響評価技術研究の成果等を基に集積された科学的知見を組み込むことによりガイドラインの作成を進める。また <i>in silico</i> 評価手法を推進するため、知見の蓄積を行う。 (2) 食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、リスクアナリシス及び食品安全の基本的な考え方並びに食中毒についてリスクコミュニケーションを実施する。特に学校教育関係者や食品関係事業者との連携強化を図る。 (3) 研究事業の活用状況等に着目した追跡評価の結果を踏まえ、プログラム評価を行う。その上で、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日委員会決定（平成27年3月31日最終改定）。いわゆる「ロードマップ」。）について、2020年度から2024年度までの5年間に委員会が推進すべき研究・調査の方向性を明示するための内容の改正を行う。 (4) 委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、国際的な議論への貢献及び必要な情報の収集のため、国際会議等に委員、専門委員等を積極的に派遣する。さらに、平成30年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合、新たな機関との関係構築、国際会議の開催等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的かつ戦略的に行い、連携を強化する。	
--	--

平成30年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

参考資料

参考1	食品健康影響評価の審議状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
参考2	委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況・・・・・・・・	2
参考3	主な食品健康影響評価の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	11
参考4	評価ガイドライン等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	13
参考5	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果 について・・・・・・・・・・・・・・・・	15
参考6	食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況・・	18
参考7	情報発信、意見交換会等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	30
参考8	外国政府機関への訪問、専門家会合への参加等について・・	41
参考9	海外研究者等の招へいによる国際ワークショップ等の開催・・	44
参考10	海外からの訪問者の受入れ状況(平成30年度)・・・・・・・・	45

食品健康影響評価の審議状況

(平成31年3月29日現在)

区分	要請件数 注1、2)	うち 30年度分	自ら評 価 注3)	合計	評価終了 注4)	うち 30年度分	意見 募集中 注4)	審議中 注5)
添加物	283	10	0	283	282	16	0	1
栄養成分添加物	2	1	0	2	1		0	1
香料	7		0	7	7	7	0	0
農薬	1,221	59	0	1,221	1,008	52	9	204
うちポジティブリスト関係	525	5	0	525	369	11	4	152
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注6)	60	3	0	60	34	1	1	25
動物用医薬品	597	18	0	597	573	21	1	23
うちポジティブリスト関係	121	1	0	121	102	2	1	18
汚染物質等	65		3	68	66	1	0	2
うち清涼飲料水	52		0	52	51		0	1
器具・容器包装	18	1	0	18	14	1	0	4
微生物・ウイルス	16	1	2	18	18	1	0	0
プリオン	60	1	14	74	61	3	0	13
かび毒・自然毒等	9		5	14	13		0	1
遺伝子組換え食品等	296	17	0	296	286	20	1	9
新開発食品	85	1	1	86	86		2	0
肥料・飼料等	271	19	0	271	228	26	0	43
うちポジティブリスト関係	122		0	122	90	5	0	32
薬剤耐性菌 注7)	46	4	0	46	34	6	0	12
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	2		0	0
合計	2,980	132	26	3,006	2,682	154	13	313

(注) 1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。

3 自ら評価案件については、「自ら評価」の欄には、実施決定時の件数を記入しているが、「評価終了」の欄では、複数省庁に答申したもの、答申が複数案件となったもの等については、その数を記入しているものもある。また、リスクプロファイル等として評価した場合も、評価終了としている。

4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

5 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものも含む。

6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。

7 「薬剤耐性菌」欄には、肥飼料・微生物合同調査会(H18.3.6～H27.8.24)で審議したものも含む。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成31年3月29日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質1物質)	1
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌※	(8)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊦㊧、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイズン注射液及びバシット注射液)㊨	2
17/ 2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/ 8/ 5	農	動物用医薬品 スルファメキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊩、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))㊪	2
17/ 9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㊫、スルファメキサゾール㊫、トリメプリーム㊫	3
18/ 7/18	厚	農薬 ジコホール☆	1
18/ 7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㊬、スルファメキサゾール☆㊬、トリメプリーム☆㊬	3
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆	1
19/ 1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、ピノキサデン☆	2
19/ 1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆	1
19/ 2/ 6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/ 2/ 6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフィゾール☆㊭	3
19/ 3/ 6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/ 3/ 6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆	2
19/ 3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆㊮、スルファジメトキシ☆㊮、スルファモメトキシ☆㊮	3
19/ 5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆㊯	1
19/ 6/ 5	厚	農薬 メソスフロメチル☆、スルフェントラゾン☆	2
19/ 8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆㊰	1
19/10/ 2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/ 3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ブロディファコウム☆	2
20/ 3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4
20/ 4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	1
20/ 6/ 3	厚	動物用医薬品 トピシリン㊱	1
20/ 7/ 8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/ 7/ 8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/ 9/ 5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/ 2/ 3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/ 2/ 9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/ 3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆㊲、ピランテル☆㊲	2
21/ 3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/ 3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/12/14	厚	農薬 フラザスフロロン☆	1
22/ 1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部>☆■	2
22/ 2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆⊕	1
22/ 2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆⊕、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆ ⊕、β-カロテン☆⊕、クエン酸☆⊕、酒石酸☆⊕、トウガラシ色素☆⊕、乳酸☆< 農薬用途もあり>⊕、マリーゴールド色素☆⊕、メナジオン☆⊕、レチノール☆⊕	10
22/ 3/ 1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/ 3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/ 5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/ 6/22	農	農薬 ベンタゾン☆〈飼〉	1
22/ 8/12	厚	農薬 ハロキシホップ☆	1
22/ 9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、トリクロピル☆	2
22/ 9/27	厚	農薬 酸化フェンブタズ☆	1
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアス ルフロン☆、パラチオン☆、ビクロゾリン☆モノクロトホス☆	8
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフエンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレン☆<一部〈飼〉>	2
23/ 1/24	厚	農薬 ペンコナゾール☆	1
23/ 1/24	厚	動物用医薬品 セフロキシム☆⊕	1
23/ 2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部>☆、ベンフラカルブ<一部>☆■、エンドスルフ アン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆	7
23/ 3/25	厚	農薬 エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロモキシニル☆	3
23/ 3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/ 4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/ 4/25	農	農薬 ブロモキシニル☆〈飼〉	1
23/ 6/10	厚	農薬 フェナリモル☆	1
23/ 9/22	厚	農薬 EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、2,4-DB☆ クロルスルフロン☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコス ルフロン☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	11
23/10/11	厚	農薬 ジクロホップメチル☆、トリバヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロッ プエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	7
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆	3
23/12/22	厚	プリオン 牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直し(オランダ、フランス)	2
24/ 1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/ 1/23	農	農薬 エチオン☆〈飼〉、カルボフラン☆〈飼〉、ホレート☆〈飼〉、シハロトリン☆ 〈飼〉、ジクロルボス及びナレド☆〈飼〉	5
24/ 1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆⊕	1
24/ 2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジェチルスチルベストロール☆	2
24/ 3/26	厚	農薬 リムスルフロン☆	1
24/ 3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/ 5/21	厚	農薬 4-クロルフエノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/ 7/18	厚	農薬 ホスチアゼート■<一部>☆、テフルトリン☆	3
24/ 7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 バシトラシン☆⊕	1

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/ 8/21	農	農薬 シフルトリン☆〈飼〉	1
24/ 8/21	厚	農薬 フサライド☆、フルスルファミド☆	2
24/ 8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/ 8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆	1
24/ 9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
25/ 1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆〈飼〉、クロルフェンビンホス☆〈飼〉、シマジン☆〈飼〉、パラチオン☆〈飼〉、フェンプロパトリン☆〈飼〉	5
25/ 1/30	厚	農薬 クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆	3
25/ 3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	14
25/ 3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/ 3/12	農	農薬 ジクワット☆〈飼〉、ピリミホスメチル☆〈飼〉	2
25/ 4/ 2	厚	プリオン ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	1
25/ 6/10	農	農薬 γ-BHC☆〈飼〉、ジメトエート☆〈飼〉、パラコート☆〈飼〉、メチダチオン☆〈飼〉	4
25/ 6/12	厚	農薬 アラニカルブ☆、イマザキン☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆	8
25/ 8/20	厚	農薬 DBEDC ■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅 ■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リニユロン☆	8
25/ 8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	2
25/ 8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン	1
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆	1
26/ 3/25	厚	動物用医薬品 酢酸trenボロン☆、ゼラノール☆、マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	4
26/ 9/ 9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
27/ 1/ 8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 3/30	厚	プリオン デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 5/14	厚	プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※	2
27/ 5/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5 (食品) ■	1
27/ 5/22	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5 (飼料) ■	1
27/ 9/30	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/12/18	厚	プリオン 牛海綿状脳症 (BSE) 国内対策の見直し※	1
28/ 3/23	厚	農薬 バリダマイシン ■〈一部☆〉	2
28/ 9/ 8	厚	プリオン オーストラリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※	1
29/ 4/19	厚	農薬 ピレトリン☆	1
29/ 8/ 3	厚	プリオン 英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓	1
29/11/30	厚	遺伝子組換え食品等 ミラクリン発現トマト (TU-IP105B-1) (食品) ■	1
29/12/19	農	遺伝子組換え食品等 ミラクリン発現トマト (TU-IP105B-1) (飼料) ■	1
30/ 2/22	厚	かび毒 デオキシニバレノール	1

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
30/ 7/ 4	厚	遺伝子組換え食品等 ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y9-7(食品) ■	1
30/ 7/ 4	農	遺伝子組換え食品等 ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y9-7(飼料) ■	1
30/ 7/ 4	農	動物用医薬品 バルネムリン塩酸塩を有効成分とする豚の飼料添加剤(エコノア1%プレミックス及び同10%プレミックス) ■ ㊟	1
30/ 9/ 4	消	特定保健用食品 ヴァームスマートフィットウォーター ■	1
30/10/10	厚	農薬 カルタップ ■〈一部☆〉、チオシクラム☆、ベンスルタップ☆	4
30/11/21	厚	農薬 1-メチルシクロプロペン ■、フロルピラウキシフェンベンジル ■、ペンチオピラド ■	3
30/11/21	厚	動物用医薬品 チルジピロシン ■ ㊟	1
30/11/22	農	動物用医薬品 チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤(ズプレボ40注射液) ■ ㊟ ㊿	2
30/12/10	農	農薬 カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ☆〈飼〉	3
30/12/19	農	遺伝子組換え食品等 LU17257株を利用して生産されたフィターゼ ■	1
31/ 1/10	厚	添加物 25-ヒドロキシコレカルシフェロール ■	1
31/ 1/23	厚	農薬 アメトクトラジン ■、ジクワット ■、ピリプロキシフェン ■、ピロキサスルホン ■、フルチアニル ■、メチルテトラブロール ■	6
31/ 2/14	厚	遺伝子組換え食品等 BML780PULm104株を利用して生産されたプルラナーゼ ■、Rhodobacter sphaeroides 168株を利用して製造された香料バレンセン ■	2
31/ 2/20	厚	農薬 ピコキシストロビン ■、ブロフラニド ■	2
31/ 2/20	厚	農薬及び添加物 ジフェノコナゾール ■	1
31/ 2/20	厚	動物用医薬品 ジクロロイソシアヌル酸☆	1
31/ 2/27	農	動物用医薬品 アモキシシリン水和物を有効成分とする牛及び豚の注射剤(アモスタックLA注) ㊟ ㊿	2
31/ 3/ 6	農	遺伝子組換え食品等 JPAo001株を利用して生産されたフィターゼ ■	1
31/ 3/12	農	動物用医薬品 豚コレラ経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性※	1
31/ 3/19	厚	農薬 チフルザミド ■、ピリダリル ■、ブプロフェジン ■、フルオピラム ■、プロチオコナゾール ■	5
31/ 3/19	厚	農薬及び動物用医薬品 オキシロニック酸 ■	1
31/ 3/19	農	動物用医薬品 塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム水和物、酢酸ナトリウム水和物及びブドウ糖を有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル糖-V注射液) ■、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症混合生ワクチン(ティーエスブイ3) ■、鶏伝染性ファブリキウス嚢病・マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)・鶏痘混合生ワクチン(ボックスオンPox/M D/IBD) ■	3
31/ 3/20	厚	プリオン スペインから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※	1
31/ 3/27	厚	器具・容器包装 食品衛生法第18条第3項ただし書きに規定する人の健康を損なうおそれのない量を設定すること	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は、食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は、企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

㊟印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

㊿印は、薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/ 3/26～21/ 4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
31/ 1/30～31/ 2/28	農薬 ビフェントリン ★	1
31/ 1/30～31/ 2/28	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン■＜一部☆〈飼〉＞ ★	1
31/ 1/30～31/ 2/28	器具・容器包装 食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針★	
31/ 2/ 6～31/ 3/ 7	農薬 フロニカミド■ ★	1
31/ 3/ 6～31/ 4/ 4	特定保健用食品 健やかごま油※■	1
31/ 3/13～31/ 4/11	農薬 ジクロベンチアゾクス■、トルクロホスメチル■＜一部☆＞、フェンピコキサミド■	4
31/ 3/27～31/4/25	遺伝子組換え食品等 LU17257株を利用して生産されたフィターゼ	1
31/ 3/27～31/4/25	新開発食品 ヴァームスマートフィットウォーター	1

注1:★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

☐印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成30年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
30/ 4/10	厚	添加物、器具・容器、微生物・ウイルス 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の改正(調製液状乳) ■	4
30/ 4/10	厚	遺伝子組換え食品等 GOOX-1株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ■、JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ(食品添加物) ■	2
30/ 4/10	農	遺伝子組換え食品等 JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ(飼料添加物) ■	1
30/ 4/10	農	飼料添加物 Bacillus licheniforms JPBL001株が生産するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物 ■	1
30/ 4/17	厚	農薬 アシノナピル ■、ランコトリオンナトリウム塩 ■	2
30/ 4/17	厚	動物用医薬品 チモール ■	1
30/ 4/17	農	動物用医薬品 チモールを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤(チモバル) ■	1
30/ 5/ 8	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン ☆ ㊦	1
30/ 5/ 8	農	動物用医薬品 過酸化水素を有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の外部寄生虫駆除剤(ムシオチール) ■、ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン25) ㊦ ■	2
30/ 5/ 8	農	飼料添加物 アスタキサンチン ■	1
30/ 5/15	農	動物用医薬品 ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイプラビン注100) ㊦ ■	1
30/ 5/22	厚	対象外物質 ビール酵母抽出グルカン ■	1
30/ 5/22	厚	農薬 ジフェノコナゾール ■、シメコナゾール ■、スピロテトラマト ■、トリホリン ■、ピリオフェノン ■、マンデストロビン ■、メタフルミゾン ■、テブフェンピラド ■ <一部 ☆ >、フルトリアホール ■	10
30/ 5/29	厚	添加物 イソブチルアミン ■、イソプロピルアミン ■、sec-ブチルアミン ■、プロピルアミン ■、ヘキシルアミン ■、ペンチルアミン ■、2-メチルブチルアミン ■	7
30/ 5/29	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン ☆ ㊦	1
30/ 5/29	厚	遺伝子組換え食品等 JPBL002株を利用して生産されたプルラナーゼ ■	1
30/ 6/ 5	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス ☆	1
30/ 6/ 5	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811(食品) ■	1
30/ 6/ 5	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811(飼料) ■	1
30/ 6/12	厚	添加物 アルゴン ■	1
30/ 6/26	厚	農薬 イソピラザム ■、スピネトラム ■	2
30/ 6/26	厚	遺伝子組換え食品等 JSF-07-170-3株を利用して生産されたα-アミラーゼ ■	1
30/ 7/17	厚	動物用医薬品 アモキシシリン ☆ ㊦	1
30/ 7/24	厚	農薬 エトフェンプロックス ■、キャプタン ■、クロルピリホス、フルピリミン ■、メトキシフェノジド ■	5
30/ 7/24	厚	遺伝子組換え食品等 JPAN001株を利用して生産されたグルコアミラーゼ ■ JPFV001株を利用して生産されたプロテアーゼ ■	2
30/ 7/31	農	肥料 普通肥料の公定規格の設定について	1
30/ 8/28	厚	農薬 シクロピリモレート ■	1
30/ 8/28	厚	農薬及び動物用医薬品 イソプロチオラン ■	1
30/ 8/28	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン ☆ ㊦	1
30/ 8/28	厚	遺伝子組換え食品等 CIN株を利用して生産されたキモシン ■、JPTR001株を利用して生産されたヘミセルラーゼ ■、JPTR002株を利用して生産されたキシラナーゼ ■	3

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
30/ 8/28	厚	飼料添加物 グアニジノ酢酸■	1
30/ 8/28	農	飼料添加物 グアニジノ酢酸を原体とする飼料添加物■	1
30/ 9/ 4	厚	農薬 MCPB■＜一部☆＞、テトラジホン☆、テトラニブロール■、ビフェナゼート■	5
30/ 9/ 4	厚 農	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆＜一部〈飼〉＞	3
30/ 9/11	厚	動物用医薬品 セファピリン☆、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム	3
30/ 9/18	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(六価クロム)	1
30/ 9/25	厚	動物用医薬品 バルネムリン■	1
30/ 9/25	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(アビテクトIB/AK)■、ニューカッ スル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテクトNB/TM)■、鶏伝染性気管 支炎生ワクチン(アビテクトIB/AK1000)■	3
30/10/ 2	厚	添加物 次亜臭素酸水■	1
30/10/ 2	厚	農薬 ピフルブミド■	1
30/10/ 2	厚	動物用医薬品 フルアラネル■	1
30/10/16	厚	対象外物質 ニームオイル☆	1
30/10/23	厚	農薬 インピルフルキサム■、チアクロプリド■＜一部☆＞、プロチオホス■＜一部 ☆＞	5
30/10/30	農	動物用医薬品 動物用ワクチン添加物として使用する成分(6成分)	6
30/11/ 6	農	動物用医薬品 バルネムリン塩酸塩を有効成分とする豚の飼料添加剤(エコノア 1%プレミックス及び同10%プレミックス)■	2
30/11/13	農	動物用医薬品 牛結核病診断薬(牛ツベルクリンPPD及び鳥ツベルクリンPPD)※	2
30/11/13	農	遺伝子組換え食品等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の基準改正	1
30/11/27	厚	動物用医薬品 ゲンチアナバイオレット■	1
30/11/27	厚	遺伝子組換え食品等 カメモシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタM ON88702系統(食品)■	1
30/11/27	農	遺伝子組換え食品等 カメモシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタ MON88702系統(飼料)■	1
30/12/ 4	厚	農薬 ジチアノン■、セトキシジム■＜一部☆＞、プロパニル■＜一部☆＞	5
30/12/ 4	農	遺伝子組換え食品等 Morph ΔE8 BP17 4c 株を利用して生産されたフィターゼ■	1
30/12/ 4	農	飼料添加物 遺伝子組換え技術によって得られたPichia pastorisから産生される フィターゼ■、遺伝子組換え技術によって得られたTrichoderma reeseiから産生さ れるフィターゼ■	2
30/12/25	厚	農薬 クロルピクリン■	1
30/12/25	厚	遺伝子組換え食品等 pCHC株を利用して生産されたキチナーゼ■	1
31/ 1/15	厚	添加物 食品、添加物の規格基準の改正について	3
31/ 1/15	厚	農薬 シエノピラフェン■、ゾキサミド■	2
31/ 1/15	厚	プリオン 米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	3
31/ 1/22	厚	遺伝子組換え食品等 カイマックス M(CHY-MAX M)■	1
31/ 1/29	厚	添加物 二炭酸ジメチル■	6
31/ 1/29	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン、ネオマイシン	2
31/ 1/29	厚	対象外物質 メチオニン	1
31/ 1/29	農	飼料添加物 L-メチオニン■	1
31/ 2/ 5	厚	農薬 アミスルブロム■、シモキサニル■、フルベンジアミド■、フラメトピル■、 フルアジナム■	5
31/ 2/ 5	農	薬剤耐性菌 リン酸タイロシン※、マクロライド系抗生物質※	2
31/ 2/19	農	飼料添加物 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正	1
31/ 3/ 5	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 タイロシン■	1

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
31/ 3/19	農	飼料添加物 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン■、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅■	2
31/ 3/26	厚	添加物及び遺伝子組換え食品等 Escherichia coli K-12 W3110(pWKLP)株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ■、農薬 アフィドピロペン■、オキシポコナゾールフマル酸塩■＜一部☆＞、遺伝子組換え食品等 JPAN002株を利用して生産されたホスホリパーゼ■	7
31/ 3/26	農	薬剤耐性菌 アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン※、クロルテトラサイクリン※、テトラサイクリン系抗生物質※	3

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

☐印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅳ その他

通知日	通知先	件 名
16/ 1/30	厚・農・環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚・農・環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 8/ 5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/ 4/28	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/ 6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/ 9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/ 6/26	厚・農・環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/ 5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針
28/ 5/17	厚	香料に関する食品健康影響評価指針
29/ 7/18	厚	栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針 添加物(酵素)に関する食品健康影響評価指針
30/ 4/10	厚・農	動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針
30/ 9/25	厚・農	飼料添加物に関する食品健康影響評価指針 動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針(改訂)

主な食品健康影響評価の概要

【六価クロム】

清涼飲料水の規格基準改正のため、厚生労働省からの要請を受け、食品健康影響評価を実施したものである。

クロムは環境中に広く分布している金属であるが、六価クロムは自然にはほとんど存在せず、主に人為的な要因によって発生する。

動物を用いた各種毒性試験のデータ等から、六価クロムの飲料水からのばく露に係る評価においては、動物実験の結果を用いて耐容一日摂取量（TDI）を設定することが適切であると判断し、2 年間飲水投与試験にベンチマークドーズ法（※）を適用して検討した結果、TDI を $1.1 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定した。

なお、食品及び飲料水からのばく露に関するデータ等から、ミネラルウォーター及び水道水を六価クロムの摂取源と仮定し、日本人における六価クロムの一日摂取量を推定した結果、今回設定した TDI $1.1 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日よりも低かったことから、現状のミネラルウォーター及び水道水の検出レベルにおいては健康影響が生じるリスクは低いと考えられる。

※ベンチマークドーズ法・・・化学物質や要因のばく露量と当該物質等によりもたらされる有害影響の発生の頻度又は量との関係（用量反応関係）に、数理モデルを当てはめて得られた用量反応曲線から、有害影響の発現率等の反応量に関してバックグラウンドに比して一定の変化（BMR）をもたらす用量（BMD）及びその信頼区間の下限值である BMDL を算出し、それをリスク評価における POD（TDI 等を設定する際の出発点）として役立てる方法。

【米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓（さらなる月齢の引き下げ）】

厚生労働省からの要請を受け、諮問内容のうち「（3）国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30 か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関する食品健康影響評価を実施したものである。

世界全体の定型 BSE の発生数は減少し続け、現在ではほとんど確認されないまでに至っている。その結果、「生体牛のリスク」は大幅に低下し、全体のリスクに対する寄与は相対的に減少した。また、諮問事項の「国際的な基準」である国際獣疫事務局（OIE）の陸生動物衛生規約では、牛肉等の貿易に関する月齢の規制閾値は設けられていない。これらのことを踏まえ、各国のリスク管理

措置が適切に行われているか、その実施状況等について点検し、リスクを総合的に判断した。

定型 BSE について、この 3 か国における飼料規制等の措置が現状と同等の水準で維持されている限りにおいては、今後も定型 BSE が発生する可能性は極めて低いか、その発生頻度は現状以下で推移するものと推定できる。また、適切なと畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば、現在の SRM の除去によって、食品を介して摂取される可能性のある PrP^{Sc} は極めて少なくなるものと推定できる。

以上に加え、牛と人との種間バリアの存在も踏まえると、食品安全委員会は、これら 3 か国から輸入される牛肉等の月齢条件を「条件無し」としても、上記に示すリスク管理措置の適切な実施を前提とすれば、牛肉等の摂取に由来する定型 BSE プリオンによる vCJD 発症の可能性は極めて低いと考える。なお、非定型 BSE については、「適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓（SRM 以外）の摂取に由来する非定型 BSE プリオンによる vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考える」とした国内評価における見解に影響を及ぼす新たな知見はない。

以上から、諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30 か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関し、米国、カナダ及びアイルランドのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件無し」としたとしても、人へのリスクは無視できるとした。

本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及び SRM 除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要がある。

評価ガイドライン等の概要

「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」

本指針は、食品健康影響評価に用いるデータの明確化、評価案件間及び評価分野間における評価方法の整合並びに国際的な評価方法との整合を可能な限り確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資することを目的としている。

評価の基本的な考え方として、コーデックス委員会が作成した「政府が適用する食品安全に関するリスクアナリシスの作業原則」（CAC/GL 62-2007）の「リスク評価は、4つの段階、すなわち、危害要因特定、危害要因判定、ばく露評価、リスク判定を含むべきである」という提言を踏まえ、当面はリスク評価のうち危害要因判定を中心に評価を行う。

評価は、評価対象物質、代謝物及び分解物の食品への残留性、毒性試験成績等の情報に基づき、科学的かつ総合的に行う。また、動物用医薬品は動物の体内で代謝又は分解を受けることを考慮し、評価は、親化合物の評価に加え、畜水産物を介してヒトに悪影響を及ぼすおそれがある親化合物に由来する化合物についても、必要に応じて検討する。

また、動物用医薬品の食品健康影響評価に関する考え方などの調査会決定又は食品安全委員会決定を本指針と関連付けることにより、評価の全体像がこの指針1つで把握できるようにしたほか、動物用医薬品に特徴的な評価（抗菌性物質の評価、再審査制度等）について明記している。

「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」

本指針は、食品健康影響評価に用いるデータの明確化、評価案件間及び評価分野間における評価方法の整合並びに国際的な評価方法との整合を可能な限り確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資することを目的としている。

飼料添加物は、飼料の品質の低下の防止、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進等の様々な目的のために飼料に添加等されるものである。このため、飼料添加物の食品を介したヒトへの健康影響の評価に当たっては、健康への悪影響がないと推定される摂取量の評価のみならず、食品を通じた実態に近い摂取量の評価が重要な場合もあることから、有効成分及び飼料添加物の用途、特性に応じて行う。

評価は、評価対象物質、代謝物及び分解物の食品への残留性、毒性試験成績等の情報に基づき、科学的かつ総合的に行う。また、飼料添加物は動物の体内で代謝又は分解を受けることを考慮し、評価は、親化合物の評価に加え、畜水産物を介してヒトに悪影響を及ぼすおそれがある親化合物に由来する化合物についても、必要に応じて検討する。

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (第 23 回：平成 30 年 9 月 30 日時点)

《調査の目的》

食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、関係行政機関（リスク管理機関）の施策（リスク管理措置）の実施状況を監視するための調査を行い、食品安全委員会が行ったリスク評価がリスク管理措置に適切に反映されているかを把握するもの。

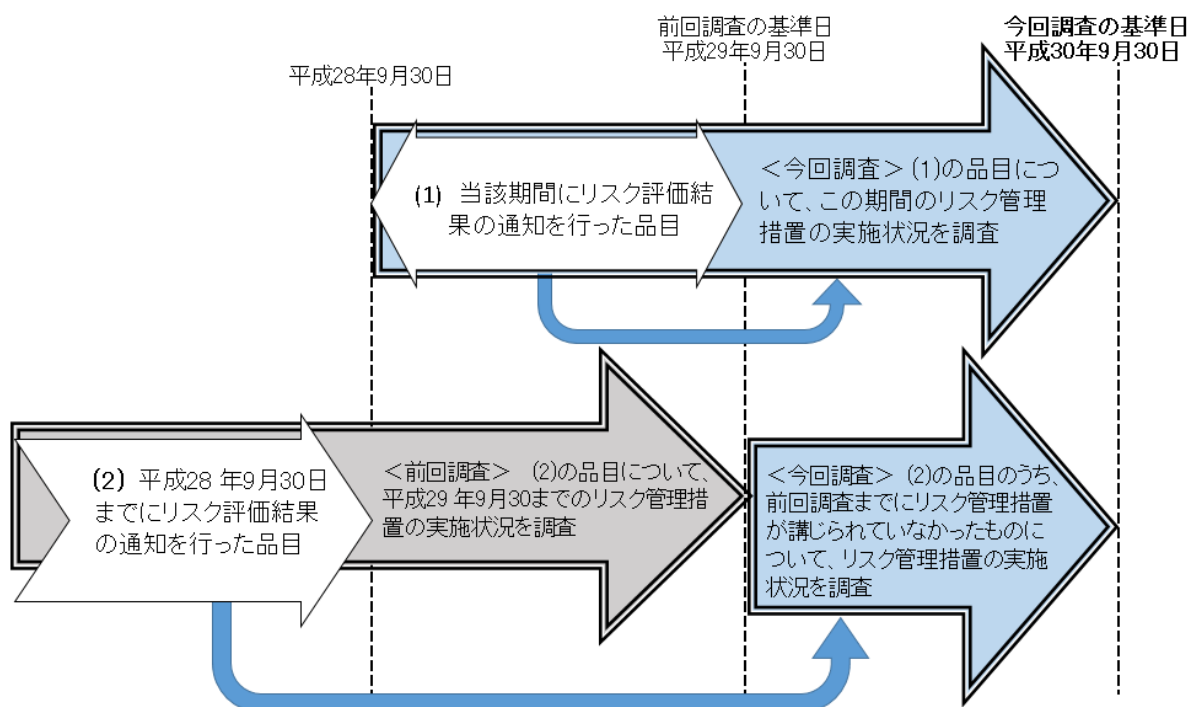
《調査対象品目》

食品安全委員会がリスク管理機関にリスク評価結果を答申した下記品目（計 399 品目）

- （1）平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日の間に通知を行った品目（199 品目）
- （2）平成 28 年 9 月 30 日以前に通知が行われたが、前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（200 品目）

《調査基準日》

平成 30 年 9 月 30 日



《施策の実施状況の概要》

- (1) 今回調査で対象となった品目（399 品目）のうち、316 品目についてリスク管理措置が講じられていた。一方、リスク管理措置の実施にまで至っていないものは 83 品目であった。
- (2) リスク管理措置の実施に至っていないもの（83 品目）の内訳は、告示等の措置に向けて手続中のもの 23 品目、審議会で審議中のもの 6 品目、審議会の開催に至っていないもの 54 品目であった。
- (3) 審議会の開催に至っていないもの（54 品目）について、時間を要している理由を確認したところ、①実態調査の実施が必要であること、②食品安全委員会への再諮問のため、資料収集が必要であること、③基準設定に必要な資料・データの収集が必要であること等であった。なお、54 品目中 47 品目は、平成 28 年 9 月 30 日以前にリスク評価結果が通知されたものである。
- (4) 今回調査で対象となった品目（399 品目）のうち、自ら評価の対象でありリスク管理措置の実施にまで至っていないものは、デオキシニバレノール (DON)、オクラトキシン A、フモニシンの 3 品目である。

これらについての施策の実施に向けての進捗状況は、以下のとおりであった。

○ デオキシニバレノール (DON) （厚生労働省）

平成 22 年 12 月 14 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、汚染実態調査等の情報収集を経て、平成 29 年 9 月 22 日の同部会において、小麦に対して 1.0mg/kg 以下の基準値を設定することの決定がなされた。平成 30 年 2 月 22 日に、同基準により食品中の DON の規格基準を設定することについて食品安全委員会に諮問し、現在、かび毒・自然毒等専門調査会にて審議中。

○ オクラトキシン A（厚生労働省）

平成 26 年 10 月 21 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされ、平成 28 年 11 月 29 日の同部会での報告を踏まえつつ、以下の取組を行うこととしている。

- ・ 小麦と大麦については、農林水産省と共同で詳細な汚染実態調査を、ライ麦については、汚染実態調査を実施中。引き続き調査を行う予定である。
- ・ また、小麦、大麦及びライ麦以外の食品のうち、人の嗜好の違いによって

比較的高頻度に食べられる可能性のある食品（インスタントコーヒー、ワイン等）についても引き続き調査を行う予定である。

○ フモニシン（厚生労働省、農林水産省）

- ・ 厚生労働省において、平成 30 年 2 月 27 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、食品に基準値を設けないことの決定がなされた。

（理由：汚染実態調査（平成 16～29 年）では、特にトウモロコシ製品において汚染が見られたが、その数値は、①コーデックス基準値（2,000 又は 4,000 $\mu\text{g}/\text{kg}$ ）を下回っていたこと、②トウモロコシ製品によるばく露量を推計したところ、加工による減衰がないと仮定し過大評価したとしても食品安全委員会が設定した TDI（2 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日）を大きく下回っていること、③今の状況で基準値を策定しても、日本人のばく露量をさらに低下させる効果は見込めないこと等から、リスク管理として基準値を設定しないとされた。なお、気候変動による汚染度の変動が大きいことから、定期的なモニタリングを実施することとされている。）

- ・ 農林水産省において、平成 30 年 8 月 1 日の農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会にて審議が行われ、平成 30 年 9 月 18 日の同分科会にて、飼料中のフモニシンの基準設定を進めることについて報告がなされた。

食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況

- 6－1 平成30年度食品健康影響評価技術研究継続課題
- 6－2 平成30年度食品健康影響評価技術研究採択課題
- 6－3 平成29年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価結果一覧
- 6－4 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成31年度）
- 6－5 2019（令和元）年度食品健康影響評価技術研究採択課題
- 6－6 平成30年度食品健康影響評価技術研究の中間評価結果一覧
- 6－7 食品安全確保総合調査課題一覧

平成 30 年度食品健康影響評価技術研究継続課題

<平成 28 年度採択課題（1 課題）>

① その他

(その他食品健康影響評価に資する研究・調査)

研究課題名	主任研究者	所属組織
発生毒性試験における胎児形態異常に関するデータ収集と骨格変異の毒性学的意義に関する研究：フルシトシン誘発性過剰肋骨の発現機序からの考察	桑形 麻樹子	一般財団法人 食品薬品安全センター 秦野研究所

<平成 29 年度採択課題（5 課題）>

① 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

(薬剤耐性菌の特性解析に関する研究)

コリスチン耐性菌の出現状況と特性解析に関する研究	田村 豊	酪農学園大学
--------------------------	------	--------

②健康影響発現メカニズムの解明

(食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究)

無機ヒ素ばく露評価およびその手法に関する研究	吉永 淳	東洋大学
------------------------	------	------

(食品を介したアレルギー発症メカニズムに関する研究)

食物アレルギーと経口免疫寛容の成立機序の違いとアナフィラキシーの発症機序から見たリスク評価	木戸 博	徳島大学
---	------	------

③新たな科学的なリスク評価方法の確立

(食品の器具・容器包装から溶出する化学物質の評価指針に関する研究)

合成樹脂製器具・容器包装のリスク評価における溶出試験法に関する研究	六鹿 元雄	国立医薬品食品衛生研究所
-----------------------------------	-------	--------------

④その他

(研究者からの提案に基づく研究)

試験管内プリオン増幅系を用いた「種の壁」の定量的評価のための研究	岩丸 祥史	農研機構
----------------------------------	-------	------

平成 30 年度食品健康影響評価技術研究採択課題

① 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

(食品媒介疾患の原因となる微生物等病原体に関する研究)

研究課題名	主任研究者	所属組織
食物消化過程におけるカンピロバクターの生残特性を基盤とする新たな用量反応モデルの開発	小関 成樹	北海道大学
国内で多発するカンピロバクター食中毒の定量的リスク分析に関する研究	朝倉 宏	国立医薬品食品衛生研究所

(アレルゲンを含む食品の評価対象品目に関する研究)

重篤なアレルギーのリスクとなる果実類アレルゲンコンポーネントに関する研究	丸山 伸之	京都大学
--------------------------------------	-------	------

② 健康影響発現メカニズムの解明

(微生物・かび毒等による健康影響発現に関する研究)

フモニシンのモディファイド化合物のリスク評価に関する研究	吉成 知也	国立医薬品食品衛生研究所
------------------------------	-------	--------------

③ 新たなリスク評価方法等の確立

(in silico 手法を用いた評価方法の確立に関する研究)

毒性評価のための in silico 評価支援ツールの活用法に関する研究	頭金 正博	名古屋市立大学
食品に非意図的に混入する微量化学物質のリスク評価への in silico 評価手法の適用に関する研究	小野 敦	岡山大学

(確率論的評価方法に関する研究)

ベンチマークドーズ手法の健康影響評価における適用条件の検討	広瀬 明彦	国立医薬品食品衛生研究所
-------------------------------	-------	--------------

(食品添加物のリスク評価手法に関する研究)

食品添加物のリスク評価手法に関する研究	梅村 隆志	ヤマザキ動物看護大学
---------------------	-------	------------

平成 29 年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価結果一覧

<平成 27 年度採択課題（1 課題）>

①その他

(自ら評価や新たな危害要因に対応する調査・研究)

研究課題名	主任研究者	所属組織	総合点 (20 点)	評価結果		
				研究の 妥当性 (5 点)	目標の 達成度 (5 点)	成果の 有用性 (10 点)
食事由来アクリルアミドばく露量推定方法の開発と妥当性の検討および大規模コホート研究に基づく発がんリスクとの関連に関する研究	祖父江 友孝	大阪大学	14.8	3.9	3.6	7.3

<平成 28 年度採択課題（6 課題）>

①危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

(食品の器具・容器包装から溶出する化学物質についての研究)

食品用ペットボトルから溶出する化学物質の摂取量の推定に関する研究	尾崎 麻子	大阪市立環境科学研究所	17.6	4.6	4.5	8.5
----------------------------------	-------	-------------	------	-----	-----	-----

(薬剤耐性菌の特性解析に関する研究)

食肉由来腸球菌の抗菌性飼料添加物に対する耐性と多剤耐性伝達性プラスミドとの関係についての調査・研究	富田 治芳	群馬大学	14.6	3.9	3.5	7.3
---	-------	------	------	-----	-----	-----

②健康影響発現メカニズムの解明

(食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究)

有機ヒ素化合物による発がんメカニズムの解明	鰐淵 英機	大阪市立大学	12.9	3.5	3.1	6.3
-----------------------	-------	--------	------	-----	-----	-----

③新たな科学的なリスク評価方法の確立

(in silico 手法を用いた評価方法の確立に関する研究)

インビトキシ試験成績のデータベース化とそのインシリコ解析・評価への応用に関する研究	吉成 浩一	静岡県立大学	15.4	3.9	3.8	7.8
---	-------	--------	------	-----	-----	-----

(食品添加物による健康影響についての研究)

経管栄養食品等に含まれるセレン化合物の化学形態に着目したリスク評価及びバイオアベイラビリティに関する研究	小椋 康光	千葉大学	15.9	4.4	4.0	7.5
--	-------	------	------	-----	-----	-----

④その他

(研究者からの提案に基づく研究)

血漿マイクロ RNA の発現変動を指標とした化学物質の新規毒性評価系の構築・評価研究	横井 毅	名古屋大学	12.5	3.4	3.1	6.0
--	------	-------	------	-----	-----	-----

<平成29年度採択課題（1課題）>

① 新たな科学的なリスク評価方法の確立

（アレルギー物質を含む食品についてのリスク評価方法の確立に関する研究）

アレルギー物質を含む食品についてのリスク評価方法の確立に関する研究	斎藤 博久	国立成育医療 研究センター	14.6	4.0	3.5	7.1
-----------------------------------	-------	------------------	------	-----	-----	-----

食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成 31 年度）
（平成 30 年 9 月 4 日 食品安全委員会決定）

食品安全委員会では、今後 5 年間に推進すべき研究・調査の方向性を明示した「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（ロードマップ）を策定し、食品健康影響評価技術研究事業及び食品安全確保総合調査事業の計画的・戦略的实施を図っているところである。

平成 31 年度において、研究事業については、今後、具体的に実施が見込まれる食品健康影響評価の内容等を踏まえ、その的確な評価を確保する観点から特に重要と考えられる最新の科学的知見の収集・体系化及び評価方法の確立・改良を図るとともに、更なる効果的なリスクコミュニケーションを推進するため、以下の課題を優先して実施し、別表に掲げる課題を継続する予定である。また、調査事業については、研究事業との連携を図りつつ、食品健康影響評価に資する国内外の情報収集等について、以下の課題を優先して実施することとする。

1 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

1 研究事業

（1）加工食品摂取量推計等を通じたばく露量推定の精緻化に関する研究

食品中の汚染物質等のリスク評価を行うためには加工食品の摂取量や食品の加工調理を通じた摂取量の推計等によるばく露量推定の精緻化は極めて重要である。また、食品摂取量だけでは、ばく露量推定が困難な場合には、生体サンプルを通じたばく露量推定など新たな手法の開発も望まれている。

化学物質のリスク評価に資するため、加工食品摂取量推計等を通じたばく露量推定の精緻化を行う手法等に関する研究を実施する。

（2）食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究

食品の製造や加工の過程で生成する有機汚染物質について、感受性の高い集団を含むヒトにおける健康影響への懸念を明らかにするとともに我が国におけるばく露の実態を把握するための研究を実施する。

（3）薬剤耐性菌の特性解析に関する研究

薬剤耐性菌の特性解析に関する知見を収集するため、食品中における薬剤耐性菌の

生残性や増殖性等の生物学的特性に関する研究を実施する。

(4) 食品媒介疾患の原因となる微生物等病原体に関する研究

近年患者数が多く公衆衛生上の重要性が増しているノロウイルスについて、ヒトへの感染経路における食品（カキを中心とした二枚貝とその他の食品別）の寄与率やヒトの症状の有無による食品への汚染の程度を明らかにする研究を実施する。

2 調査事業

(1) 食品用器具・容器包装に用いられる化学物質のリスク評価に必要な知見の収集に関する調査

食品用器具・容器包装に用いられるビスフェノールAに係る評価手法及び科学的知見（体内動態、毒性、ばく露量、疫学調査等）に関する調査

(2) アレルゲンを含む食品のリスク評価に必要な科学的知見の収集に関する調査

アレルゲンを含む食品のリスク評価を行うため、日本において既にアレルギー表示対象とされている表示品目（落花生、えび及びかに等）についての科学的知見（特に、有病率、重症度、加工食品に隠れたアレルゲンのばく露量、アレルギー症状を誘発する量等）の収集及び整理を実施する。

(3) かび毒・自然毒のリスク評価の検討に関する調査

食品や飼料を汚染するかび毒・自然毒について、最新の知見の整理及び現状の課題を明らかにするため、国内外におけるハザードの特性やばく露状況等を含めたヒトへの健康影響に係る知見について調査を実施する。

2 健康影響発現メカニズムの解明

1 研究事業

(1) 食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露実態と健康影響発現に関する研究

食品中の無機ヒ素、メチル水銀、鉛等のばく露による健康影響発現メカニズム（体内動態を含む）を明らかにするための研究を実施する。

(2) 安全性評価における動物試験結果のヒトへの外挿可能性の精緻化に関する研究

安全性評価において動物で観察された毒性を、生理機能の特性や動態の特性等の種差を考慮し、構造・活性等を踏まえ、ヒトに外挿可能かどうかを評価するための方法確立するための研究を実施する。

3 新たなリスク評価方法等の確立

1 研究事業

(1) 新たな育種技術を用いた食品のリスク評価手法に関する研究

近年、国内外で急速に研究・開発が進められているゲノム編集技術等の新たな育種技術を用いて作出された農畜水産物等について、従来の遺伝子組換え食品のリスク評価手法の適用可否、当該技術の特性に応じたリスクの評価手法の検討に資する研究を実施する。

(2) 食品衛生法における特別の注意を必要とする成分等についてのハザード情報収集のための手法に関する研究

改正された食品衛生法ではいわゆる健康食品に関し、特別の注意を必要とする成分等として指定する際、食品安全委員会の意見を聞くこととされている。これらの成分について、ヒトにおける症状を予測することは困難である。そこでヒトにおける医薬品の副作用情報等（例えば、医薬品の添付文書）を利用し、構造活性相関等の考え方から有用なハザード情報を得るための手法に関する研究を実施する。

(3) 農薬の使用で生成される代謝物の評価方法に関する研究

農薬が農作物、飼料作物等に使用された際に生じる、農作物、家畜等中の代謝物について、毒性評価及びリスク評価に必要な試験及びその評価の考え方を提案するための研究を実施する。

(4) 体内移行に着目した食品添加物のリスク評価手法に関する研究

食品添加物のうち、最終食品に残留しない、あるいは吸収されないなど生体への影響が極めて少ないと考えられる物質についての効率的かつ適正な評価を目的として、リスク評価手法についての最近の国際的な動向、国内外での具体的な評価事例を踏まえ、食品添加物のリスク評価手法及び実施上の留意点に関する研究を実施する。

(5) 食品健康影響評価についての専門家の理解度評価に関する研究

国民の食品安全に係るリスク認知（risk perception）構造を把握した上で、リスク評価の結果を国民に示し、その理解と定着に資するため、まず、これまで食品安全委員会が実施した食品健康影響評価について、様々な食品に関する専門的知識を有する者の理解度合を総合的に評価する研究を実施する。

(6) 中学生・高校生を対象とした食品安全に関する認知向上のための研究

中学・高校段階の教育が食品安全の理解の基礎になることから、中学・高校段階での食品安全に関する教育実態の把握・課題抽出、効果的な指導方法・教材の開発を行う。その上で、食品添加物や残留農薬等の食品安全に関する認知向上の判定等、教育

現場での導入効果の検証を目指す研究を実施する。

2 調査事業

(1) 農薬の再評価制度での評価方法の検討に関する調査

我が国において導入予定である農薬の再評価について、効率的な評価の進め方を検討するため、既に同制度が導入されている諸外国における再評価の状況について調査する。

(2) 薬剤耐性菌のリスク評価手法の検討に関する調査

薬剤耐性菌の食品健康影響評価において、ハザードの特定やリスクの推定方法を検討するため、海外における薬剤耐性菌のリスク評価に係る知見並びにリスク評価を踏まえたヒトへのリスク低減措置及びその効果に関する知見について調査を実施する。

4 その他

(1) 研究者からの提案に基づく研究

上記に掲げる研究課題以外の食品健康影響に関する研究について幅広く若手も含む研究者からの提案を求め、その中からリスク評価に有用な研究課題を採択し、研究を実施する。

(2) その他食品健康影響評価に関する研究・調査

上記に掲げる研究課題の他、食品安全委員会が必要かつ緊急性があると認める課題について研究・調査を実施する。

2019（令和元）年度食品健康影響評価技術研究採択課題

①危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

(食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究)

研究課題名	主任研究者	所属組織
アクリルアミドばく露による発がんリスク評価～大規模コホート研究保存検体を用いたコホート内症例対照研究による検討	石原 淳子	麻布大学

②健康影響発現メカニズムの解明

(食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露実態と健康影響発現に関する研究)

メチル水銀の脱メチル化機構における食品中の水銀／セレンのバイोजェニックナノ粒子形成	小椋 康光	千葉大学
--	-------	------

③新たなリスク評価方法等の確立

(新たな育種技術を用いた食品のリスク評価手法に関する研究)

導入遺伝子が存在しない宿主ゲノム遺伝子発現改変植物由来食品の安全性評価点の解明	児玉 浩明	千葉大学
---	-------	------

(体内移行に着目した食品添加物のリスク評価手法に関する研究)

体内移行に着目した食品添加物のリスク評価手法に関する研究	梅村 隆志	ヤマザキ動物看護大学
------------------------------	-------	------------

(中学生・高校生を対象とした食品安全に関する認知向上のための研究)

認知心理学を応用した中学生・高校生を対象とした食品安全に関する理解促進プログラム（教材）の開発	和田 有史	立命館大学
---	-------	-------

平成 30 年度食品健康影響評価技術研究の中間評価結果一覧

<平成 29 年度採択課題 (1 課題)>

研究課題名	主任研究者	所属組織	評価結果	
			評点 (5点)	継続の 要否
合成樹脂製器具・容器包装のリスク評価における溶出試験法に関する研究	六鹿 元雄	国立医薬品食品衛生研究所	4.6	継続

<平成 30 年度採択課題 (7 課題)>

研究課題名	主任研究者	所属組織	評価結果	
			評点 (5点)	継続の 要否
新規評価支援技術の開発に関する研究～毒性予測に向けたデータベースの活用方法の検討～	頭金 正博	名古屋市立大学	4.0	継続
食物消化過程におけるカンピロバクターの生残特性を基盤とする新たな用量反応モデルの開発	小関 成樹	北海道大学	4.8	継続
食品に非意図的に混入する微量化学物質のリスク評価へのin silico評価手法の適用に関する研究	小野 敦	岡山大学	4.3	継続
ベンチマークドーズ手法の健康影響評価における適用条件の検討	広瀬 明彦	国立医薬品食品衛生研究所	4.3	継続
国内で多発するカンピロバクター食中毒の定量的リスク分析に関する研究	朝倉 宏	国立医薬品食品衛生研究所	4.5	継続
重篤なアレルギーのリスクとなる果物類アレルゲンコンポーネントに関する研究	丸山 伸之	京都大学	4.0	継続
フモニシンのモディファイド化合物のリスク評価に関する研究	吉成 知也	国立医薬品食品衛生研究所	4.5	継続

食品安全確保総合調査課題一覧

【平成 30 年度実施課題】

	調 査 課 題 名
①	麦類及びそば類アレルギーに係る食品表示についての食品健康影響評価のための調査
②	器具・容器包装の規格基準改正（カドミウム）に係る食品健康影響評価のための情報収集
③	ポジティブリスト制度施行に伴い暫定基準の設定された動物用医薬品（ホルモン剤等）に係る食品健康影響評価に関する文献調査
④	遺伝子組換え食品等の安全性評価における構成成分データの評価に関するガイドランス作成のための調査
⑤	ベンチマークドーズ法に関するガイダンス及び導入支援ソフトウェア等の現状調査

【令和元年度実施課題】

	調 査 課 題 名
①	食品用器具・容器包装に用いられるビスフェノール A に係る評価手法及び科学的知見（体内動態、毒性、ばく露量、疫学調査等）に関する調査
②	えび、かに及び落花生アレルギーに係る食品表示についての食品健康影響評価のための調査
③	薬剤耐性菌のリスク評価手法の検討に関する調査

30

情報発信、意見交換会等の現状

（「平成30年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」補足資料）

[内容]

	ページ
1 リスクコミュニケーションの戦略的な実施	1
2 様々な手段を通じた情報の発信	2
(参考1) ファクトシートの更新	3
3 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発	4
4 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 及び関係機関・団体との連携体制の構築	6
(参考2) 報道関係者との意見交換会後に記事化された一例	7
5 関係機関・団体との連携体制の構築	8
6 学術団体との連携	9

1. リスクコミュニケーションの戦略的な実施

重点テーマ

◆デルファイ法により一般消費者の理解が必ずしも十分ではなく、また、専門家に重要であるとされたもの

⇒ 「リスクアナリシス、食品安全の基本的な考え方」

◆カンピロバクター食中毒が減っていないことから、最新の知見をまとめ、「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル(鶏肉等における *Campylobacter jejuni/coli*)」を更新(5月)

⇒ 「食中毒(カンピロバクター)」

重点対象

◆一般消費者への波及効果を期待

⇒ 栄養教諭、家庭科教諭等の学校教育関係者

＜リスコミの主な実施事項(カンピロバクター)＞

(1) 直接対話による情報提供

- ・「みんなのための食品安全勉強会」(大阪、東京、横浜)
- ・「精講」(大阪、東京)
- ・報道関係者との意見交換会(一部が新聞、ネット記事に反映)
- ・地方公共団体共催意見交換会(学校関係者等にリーフレットを配布・説明)
- ・講師派遣依頼対応(全国食肉衛生検査所協議会、学会、自治体による事業者向け研修会等)

(2) Web掲載

- ・「鶏肉を安全に調理するために」(リーフレットを掲載し、加熱の徹底と二次汚染防止を注意喚起)
- ・Facebookによる記事掲載(4回シリーズ)
- ・日本栄養士会ウェブサイトでリスクプロファイル紹介、リーフレット掲示

(3) 紙媒体による情報提供

- ・「鶏肉を安全に調理するために」(リーフレットを食育推進全国大会、地方公共団体共催意見交換会等で配布)
- ・雑誌寄稿(食品衛生研究、月刊食品工場長、日本野菜ソムリエ協会等)

2 様々な手段を通じた情報の発信

- 様々な手段を通じた情報の発信については、①30年度から発行した年誌を含めた広報誌等の紙媒体、②ホームページ、Facebook、メールマガジン、ブログ及びYouTubeを通じたネット媒体、③意見交換会等を通じた直接対話により実施。特にFacebookについては、機動的な対応も含めた各種記事の配信に傾注

○年誌「食品安全」

発行月	内容
H30.10	委員挨拶、リスク評価、ファクトシート、主な出来事



※ 4千部印刷。地方公共団体、図書館及び学校教育関係者等に配布。

○パンフレット「食品安全委員会」（日本語版、英語版）

発行月	内容
H31.3	食品安全委員会の任務、リスク評価、研究・調査、国際協調、情報収集と発信、リスクコミュニケーション



※ 2千部印刷。学会、意見交換会等で順次配布。

○「キッズボックス総集編」（冊子）

発行月	内容
H31.3	食べものの安全、食中毒の予防、食品安全委員会



※ 5千部印刷。地方公共団体、図書館及び学校教育関係者等に配布。

○キッズボックス

発行月	内容
H30.7から毎月HP掲載	食品安全委員会とは(7月)、カンピロバクター(8月)、食べ物を安全に食べるための考え方(9月)、食品添加物(10月)、ノロウイルス(11月)、カフェイン(12月)、ボツリヌス症(1月)、いわゆる「健康食品」(2月)、食品の安全性に関する情報の集め方・読み方(3月)

○Facebookの記事数・閲覧者数・いいね数の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
記事数	157	113	151	190	208
閲覧者数	139,762	411,810	490,246	647,093	472,239
いいね数 (Facebook)	1,302	2,976	3,694	4,323	4,773
(参考) 各記事の合計 いいね数(記事)シェア数				21,003	23,384
				2,969	3,797

○Facebookの記事の事例
＜機動的対応＞

投稿日	投稿記事	閲覧者数	いいね数	シェア数
9/9	岐阜県岐阜市における豚コレラの発生について	5,370	254	56

＜科学的知識の普及＞

5/17	食品健康影響評価書を引用した週刊誌記事について	7,013	347	68
8/28	ウエルシュ菌による食中毒	2,689	137	29
9/25	ウエルシュ菌は芽胞によって生き残る	3,345	193	39

○メールマガジン登録者数

	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末
weekly版 + 読み物版	9,460	9,593	9,377	9,211	9,217
読み物版	377	536	673	746	838

- 食品安全委員会では、主に「自ら評価」の案件候補を選定する過程で、評価案件に至らなかったもののうち、現状の科学的知見を整理して情報発信すべきとされたものについて、ファクトシートを作成し、これを公表
- 既存のファクトシートについて、健康被害が発生している（毎年特に注意が必要な食中毒）など優先順位をつけつつ、最新の科学的知見を整理し、計画的に更新作業を進めているところ。平成30年度においては、鹿慢性消耗性疾患（CWD）及びウエルシュ菌のファクトシートを更新

【主なファクトシート】

- ・ 鹿慢性消耗性疾患（CWD）
- ・ ウエルシュ菌
- ・ アニサキス症
- ・ ボツリヌス症
- ・ A型肝炎
- ・ 食品中のカフェイン
- ・ カンピロバクター
- ・ 麻痺性貝毒
- ・ ジビエを介した人獣共通感染症
- ・ ラップフィルムから溶出する物質
- ・ ヒスタミン

ほか

※ 赤字が追加又は修正したもの

 食品安全委員会
Food Safety Commission of Japan
内閣府

ファクトシート
《作成日：平成29年10月24日》
《最終更新日：平成31年2月8日》

鹿慢性消耗性疾患（CWD）（概要）

1. 鹿慢性消耗性疾患（CWD）とは

鹿慢性消耗性疾患（Chronic Wasting Disease: CWD）は、シカ科の動物が罹患する伝達性海綿状脳症（Transmissible Spongiform Encephalopathy: TSE）であり、アメリカアカシカ（*Cervus canadensis*）、アカシカ（*Cervus elaphus*）、ミュールジカ（*Odocoileus hemionus*）、オグロジカ（*Odocoileus hemionus*）、オジロジカ（*Odocoileus virginianus*）、ニホンジカ（*Cervus nippon*）、ヘラジカ（*Alces alces*）及びトナカイ（*Rangifer tarandus*）が感受性動物であることが知られている^{1,2)}。これまでに日本における発生は確認されていない（2019年1月末現在）。また、食品を介した経路も含めて、病原体であるCWDプリオンが、人へ感染することを示す証拠はこれまでに確認されていない。一方、近年、諸外国ではCWDのシカ科動物間における感染拡大が報告されている。これらのことを踏まえ、査読を受けた科学論文として報告されている知見を整理し、本ファクトシートとして取りまとめた。

2. 発生状況

CWDは、米国、カナダ、韓国、ノルウェー及びフィンランドにおいて発生が確認されている。

1967年、米国コロラド州の野生動物研究施設で捕獲・飼養されていたミュールジカ（以下、「MD」と言う。）で、原因不明の消耗性疾患として初めて報告され、1978年にTSEであることが明らかにされた。米国では、1997年に野生動物のサーベイランスを開始し、これまでに、野生・飼育下合わせて26州において発生が確認されている（図1）^{1,3,4,5)}。

3 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発(1)

- 一般消費者を対象に、食品の安全に関する科学的な基礎知識について講座「みんなのための食品安全勉強会」を開催
- 食品関係事業者や研究者を対象に、カンピロバクターをテーマとして「精講：食品健康影響評価のためのリスクプロファイル」を、大阪及び東京で開催
- YouTubeでこれらの動画を配信

○「みんなのための食品安全勉強会」

開催日	開催地	内容	YouTubeで配信
7/13	大阪府	・ 知って防ごう食中毒 (講師：食品安全委員会 山本 茂貴 委員) ・ 食べものと微生物 (講師：食品安全委員会事務局 小平 均 次長)	
10/10	東京都	★情報提供への感想 ・ 普段、食品安全の知識を得る場がないので、大変興味深かった ・ 食品安全委員会のウェブページを見て、さらに理解を深めたいと思った ・ 事業者が製造、流通で様々な対策をしても、消費者が正しい扱い方をしないと食中毒が発生することが良く分かった	
10/17	神奈川県		

○「精講：食品健康影響評価」

開催日	開催地	内容	YouTubeで配信
11/16	大阪府	鶏肉等におけるカンピロバクター・ジェジュニ/コリについて (講師：食品安全委員会 山本 茂貴 委員)	
11/22	東京都	★情報提供への感想 ・ 情報が整理されていて、解説が分かりやすかった ・ 質疑応答でさらに理解が深まった ・ カンピロバクターについて、もっと社会的認知が進むよう、工夫して欲しい ・ 行政のリスク管理が急務と感じた ・ 精講は今後も続けてほしい ・ ノロウイルスについても精講を開講して欲しい(要望多数)	

○意見交換会 ほか

開催日	開催地	内容	対象者
12/12	東京都	「食品に関するリスクコミュニケーション」 ～米国、カナダ及びアイルランド から輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価(案)について～	ステーキホルダー全般
12/13	大阪府		
1/17	東京都	公開シンポジウム「食品健康影響評価における生体サンプルの活用に向けて ～現状と今後の課題～」	研究機関 企業

3 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発(2)

地方自治体と連携して、

- 学校教育関係者（重点対象）を対象に、講演とグループワークを主体とした意見交換会を開催（共催）
- 一般消費者や食品衛生監視員を対象に、自治体が希望する情報を提供（講師派遣）

○学校教育関係者との意見交換会（地方公共団体と共催）

開催日	共催先	内容	対象者
7/17	栃木県	食品添加物、リスクアナリシス	学校教育関係者 ※概ね30名程度の参加
7/31	松山市	食中毒、リスクアナリシス	
8/20	名古屋市	食中毒、リスクアナリシス	
8/21	大阪府	食中毒、リスクアナリシス	
10/11	那覇市	食中毒、リスクアナリシス	
10/19	京都府	カフェイン、リスクアナリシス	
11/28	岡山県	食中毒、リスクアナリシス	

○講演（講師派遣）

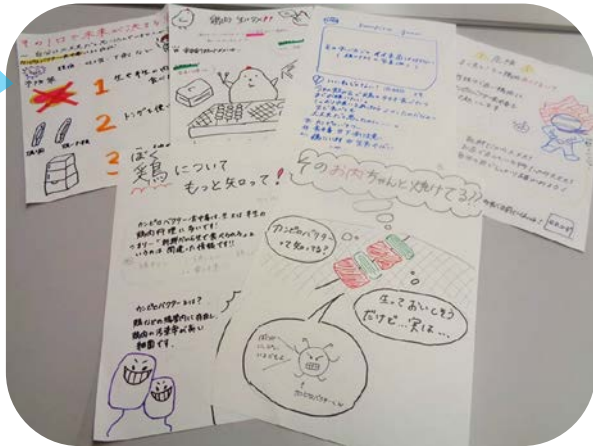
開催日	派遣先	内容	対象者
6/20	神奈川県	食品安全と食品添加物	一般消費者
7/25	富山県	食品安全について	一般消費者
10/24	大阪府	健康食品について	一般消費者
11/8	中央区	鶏肉を安全に食べていただくために	事業者
11/30	栃木県	カンピロバクターリスクプロファイル	食品衛生監視員
12/7	宮城県	リスクアナリシスと食品添加物	一般消費者
12/14	埼玉県	食中毒について	一般消費者
12/18	山梨県	食中毒について	一般消費者

※地方公共団体への派遣のみ記載

グループワークの様子（名古屋市の例）



- ・ みんなで、食中毒予防を呼びかけるクリアファイルのデザインを検討



- ・ クリアファイルを作成。
- ・ 市内のイベントなどで配布予定。

食品安全委員会は、食品安全に関する科学的知識の普及に役立つ教材を提供。

4 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発及び関係機関・団体との連携体制の構築

- 報道関係者を対象に、食品の安全に関する社会的関心が高いテーマについて、科学的情報を提供
- 関係府省庁と連携し、消費者、児童を対象に意見交換会等を実施



○報道関係者との意見交換会

開催日	テーマ
5/24	脂質の摂取 ～トランス脂肪酸を理解するために～
7/9	食中毒を減らすために ～カンピロバクターを中心とした 食中毒について～
11/29	ノロウイルスのリスクプロファイル について

★情報提供への感想

- ・海外の規制の解説が勉強になった
- ・脂質の解説は、専門的で難しかった
- ・消費者への情報発信を期待する

◆情報の拡がり

- ・一般紙の記事でトランス脂肪酸と日本人摂取量について解説された
- ・複数のウェブ系メディアで解説された

- ・リスク管理についても解説が欲しかった
- ・後ほどリスクプロファイルを詳しく読んでみようと思った

- ・一般紙の記事で菌の増殖と食中毒について、解説された
- ・複数のウェブ系メディアで解説された

- ・質疑応答が充実していて理解が深まった
- ・多くの疑問が解けた
- ・興味深かったので、今後も参加したい

- ・ウェブ系メディアで、感染力の高さや予防法について、詳細に解説された。その中でリスクプロファイルについても紹介された

○関係省庁と連携した意見交換会

開催日	開催場所	内容	対象者	開催日	開催場所	内容	対象者
8/2	東京都	子ども霞が関見学デー「食品と生活の安全について学ぼう！」	児童	11/12	東京都	食品に関する リスクコミュニケーション 「食品中の放射性物質を巡る震災からの歩みーこれまでを知り、明日の消費行動を考えるー」	一般 消費者
7/27	東京都	夏休み2018宿題・自由研究大作戦！		11/15	静岡県		
8/3	大阪府	「知ろう！考えよう！親子で学ぶ、		11/22	大阪府		
8/9	宮城県	食品中の放射性物質」		11/28	沖縄県		



(参考2) 報道関係者との意見交換会後に記事化された一例

※各記事の内容は省略

(2018. 7. 2 産経新聞ウェブ版)

(2018. 8. 4 朝日新聞ウェブ版)

(2018. 12. 6 Yahooニュース個人記事)

5 関係機関・団体との連携体制の構築

- 消費者団体を対象に、食品の安全に関する社会的関心が高いテーマについて、基礎的な科学的情報を提供
- 関係団体との連携を強化。例えば、栄養教諭などが所属する（公社）日本栄養士会は、ウェブサイトにて食品安全委員会からのお知らせや勉強会の案内情報等を掲載。（一財）食品産業センターとは、情報共有・意見交換会を実施

○消費者団体との意見交換会 開催実績

開催日	テーマ
6/8	脂質の摂取～トランス脂肪酸を理解するために～ 脂質全般の基礎知識や摂取量について解説し、トランス脂肪酸に関する情報を提供
7/19	食中毒を予防するために 「食中毒の基礎知識」と5月に公表した「カンピロバクターのリスクプロファイル」について解説
11/26	冬場に気をつけたい食中毒～ノロウイルス～ 11月に公表した「ノロウイルスのリスクプロファイル」について解説
3/28	食品添加物の安全性を考える 本年度は一部週刊誌で食品添加物の安全性について報道される機会が多くあったため、どのように食品添加物の安全性が確保されているかを解説

○日本栄養士会ウェブサイトでの情報提供

【食品安全委員会】カンピロバクター食中毒の注意喚起

2018/10/01

ツイート いいね! シェア

ニュースのポイント

- 調理段階における注意点をまとめた啓発資料「鶏肉を安全に調理するために～カンピロバクター食中毒を防ごう～」を公表
- 平成29（2017）年度の食中毒統計によると、カンピロバクター食中毒は発生件数が最多。原因食品のほとんどは鶏肉、鶏内臓で、過半数発生している
- 食品安全委員会は本年5月、国内外の知見を収集し、問題点を抽出するとともに、求められるリスク評価と今後の課題を整理したリスクプロファイルを公表した

参加者の主な反応

- ・カンピロバクターの回では、委員の解説が分かりやすく、もっと一般消費者にも知ってほしいという感想があった
- ・食品添加物の回では、食品添加物が規制・管理されていることが分かり安心したという意見、やはり不安を感じるという意見の両方があった



○食品産業センターと連携した、情報・意見交換会の開催

開催日	概要
10/29	●食品産業センターとの意見交換 食品の安全に不安を感じた消費者からの問い合わせを受ける流通事業者へ、科学的根拠に基づく情報を提供する機会を設けることについて、食品事業者から提案
3/15	●流通事業者団体への情報提供 食品添加物の安全性に関する科学的根拠を説明する取組みを解説

今後も随時、意見交換会と情報提供を実施

6 学術団体との連携

- 学術関係者との一層の連携強化を図るため、平成29年度から、
 - ① ブース展示をする学会においては、食品安全委員会の委員の講演やポスター発表をセットで実施するとともに、
 - ② 学会の参加者が食品安全委員会のブース展示に興味を持てるよう、一律の展示内容ではなく、学会ごとの専門性に合わせた展示を実施

○平成30年度 学会へのブース展示等状況

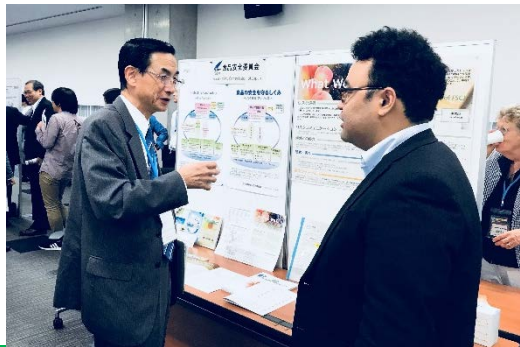
学会名	委員等の講演	展示状況
日本栄養改善学会学術総会 (9/4,5)	佐藤委員長 講演「塩と健康をめぐる」	・加熱時に生じるアクリルアミドや、食品中のヒ素についての評価書を展示。 ・「食品安全」特集号（キッズボックス総集編）、「食べものについて知っておきたいこと」（メールマガジン読み物版総集編）等の読みやすい冊子を中心に配布。
日本食品微生物学会学術総会 (9/27,28)	山本委員 講演「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉等におけるCampylobacter jejuni/coli～」	・食中毒関連の評価書を中心に展示。 ・カンピロバクターのリスクプロファイルは、全体版を設置すると共に概要版を配布。
Asian Pacific Prion Symposium (10/4, 5)	事務局職員 講演「FSCJ's Fact Sheet on CWD」（食品安全委員会のCWDに関するファクトシートについて）	・プリオン評価書、CWDのファクトシートを設置。 ・英文ジャーナル「Food Safety」を中心に配布。
日本食品衛生学会学術講演会 (11/15,16)	佐藤委員長 講演「食品安全委員会における新しい食品健康影響評価の流れ」	・報告書「新たな時代に対応した評価技術の検討 -BMD法の更なる活用に向けて-」等を設置。 ・カンピロバクターのリスクプロファイルは、全体版を設置すると共に概要版を配布。



日本栄養改善学会学術総会



日本食品微生物学会



Asian Pacific Prion Symposium 2018

外国政府機関への訪問、専門家会合への参加等について（平成30年度）

（1）外国政府機関への訪問

- ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）所長との意見交換及び施設の視察（ドイツ）
平成30年5月3日～5日【福井前食品安全担当大臣、事務局】
- 米国食品医薬品庁食品安全・応用栄養センター（CFSAN/FDA）器具・容器包装担当者らとの意見交換（米国）
平成30年5月8日～9日【事務局】
- BfR 農薬安全部部長らとの意見交換（ドイツ）
平成30年5月18日【吉田委員、事務局】
- 米国バイオテクノロジー視察（米国）
平成30年8月26日～9月2日【事務局】
- 欧州食品安全機関（EFSA）との第6回定期会合（イタリア）
新たな評価技術、器具・容器包装等のリスク評価、今後の連携等について情報・意見交換
平成30年9月21日【佐藤委員長、事務局】
- 2018 食品安全政策及び科学技術国際シンポジウム（台湾）
平成30年10月10日～12日【事務局】
- マレーシア保健省食品安全品質管理部並びにタイ保健省食品医薬品局及び農業・協同組合省農産品・食品基準局との意見交換（マレーシア、タイ）
平成31年1月16日～19日【事務局】
- 韓国食品医薬品安全評価院との意見交換（韓国）
平成31年1月25日～26日【事務局】
- 豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）との第3回定期会合（豪州）
新たな評価技術、微生物等のリスク評価、今後の連携等について情報・意見交換
平成31年2月17日～21日【事務局】
- 米国食品医薬品庁獣医センター（CVM/FDA）薬剤耐性菌担当者らとの意見交換（米国）
平成31年3月10日～14日【事務局】

(2) 国際機関の専門家会合への参加

① JECFA/JMPR

- 第86回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) (スイス)
テーマ：食品添加物
平成30年6月10日～23日【専門委員】
- FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) (ドイツ)
平成30年9月15日～29日【吉田委員、専門委員】

② 経済協力開発機構 (OECD)

- 農薬作業部会 (フランス)
平成30年6月20日～24日【事務局】
- 新規食品・飼料作業部会・ゲノム編集カンファレンス (フランス)
平成30年6月25日～30日【専門委員、事務局】

③ その他

- レギュラトリーサイエンスに関する国際会合 (GSRS) 2018 (中国)
平成30年9月25日～28日【川西委員、事務局】
- 「食品中の化学物質のリスク評価手法に関する国際リエゾングループ」第1回会合、「リスクコミュニケーションに関する国際リエゾングループ」第2回会合 (イタリア)
平成30年9月17日、18日【佐藤委員長、事務局】

(3) 学会等への出席

- Global Food Contact 2018 USA (米国)
器具・容器包装等に関する最新の情報の収集・意見交換
平成30年5月10日～13日【事務局】
- 6th ESTP International Expert Workshop (ドイツ)
毒性病理学専門家による化学物質の有害性に関するワークショップに参加
平成30年5月15日～20日【吉田委員、事務局】
- Prion 2018 (スペイン)
プリオン研究に関する最新情報の収集・意見交換
平成30年5月21日～26日【山本委員、事務局】

- PPTox VI Conference (フェロー諸島)
胎児期の化学物質ばく露に関する最新情報の収集・意見交換
平成30年5月26日～6月1日【佐藤委員長】
- 第3回 EFSA 科学会議 (イタリア)
テーマ：リスク評価の背景にある科学・食品・社会の複雑な相互作用
平成30年9月18日～20日【佐藤委員長、事務局】
- American Academy of Allergy, Asthma and Immunology 総会 (米国)
食物アレルギーに関する最新の情報の収集・意見交換
平成31年2月21日～27日【事務局】
- 米国毒性学会 (米国)
汚染物質、農薬の発がん性等に関する最新情報の収集・意見交換、食品安全委員会における食品健康影響評価の紹介
平成31年3月9日～16日【川西委員、事務局】

海外研究者等の招へいによる国際ワークショップ等の開催（平成30年度）

国際ワークショップ～ヒト健康影響評価の精緻化に向けた評価技術の開発～

（平成30年11月14日）

- （1）イントロダクション「食品関連化学物質のヒト健康影響評価の新たな課題」

講演者：食品安全委員会 シニアフェロー
山添 康

- （2）講演「毒性学的閾値(TTC)の利用とヒト健康影響評価における意義（仮訳）」

講演者：欧州食品安全機関 リスク評価及び科学的支援局 主任技官
ジョージ・カス

- （3）講演「毒性学的閾値(TTC)の考え方をを用いた器具容器包装の安全性評価」

講演者：岡山大学 薬学部／大学院医歯薬学総合研究科（薬学系）教授
小野 敦

- （4）講演「カテゴリーに基づくリードアクロス法～ヒトへの外挿性を考慮して」

講演者：国立医薬品食品衛生研究所 安全性予測評価部 室長
山田 隆志

- （5）講演「肝毒性情報データベース：薬物による肝傷害評価の活用（仮訳）」

講演者：米国食品医薬品局 国立毒性研究センター 生物情報学・生物統計学部部門長
ウェイダ・トン

- （6）講演「食品汚染物質のヒト健康影響評価における生理学的薬物動態モデルを用いた内部ばく露量測定（仮訳）」

講演者：米国食品医薬品局 国立毒性研究センター 上席生物医学研究員
ダニエル・ドーギー

- （7）パネルディスカッション

海外からの訪問者の受入れ状況（平成30年度）

- ① 4月26日：食品安全委員会について紹介、意見交換（水産物用医薬品）
【訪問者】韓国監査院4名
- ② 6月19日：食品安全委員会について紹介
【訪問者】タイ農業協同組合省畜産振興局1名
- ③ 6月21日：食品安全委員会について紹介、意見交換（遺伝子組換え食品）
【訪問者】韓国食品医薬品安全評価院2名
- ④ 10月25日：食品安全委員会について紹介、意見交換（リスクミ）
【訪問者】韓国食品安全情報院4名
- ⑤ 11月26日：食品安全委員会について紹介
【訪問者】韓国大学教授1名
- ⑥ 11月29日：表敬訪問、意見交換（農薬）
【訪問者】パラグアイ国立植物・種子品質・防疫機構（SENAVE）研究所所長、他1名、JICA パラグアイ事務所員2名
- ⑦ 12月5日：表敬訪問、意見交換（農薬）（厚生労働省及び農林水産省も同席）
【訪問者】ブラジル国家衛生監督庁（ANVISA）衛生許認可登録課長、他3名
- ⑧ 12月13日：食品安全委員会について紹介
【訪問者】韓国 HACCP 認証サービス機構（KAHAS）4名